目　次

2023年　春号　769号

特　集

国の中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント…… 2
大阪府の令和５年度当初予算の概要
（中小企業支援機能の強化）…… 4
令和４年度
「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告 …… 7

組合情報

令和４年度大阪府商工関係者表彰…… 14
新規加入組合紹介…… 16

組合等事業向上支援事業関連情報

中小企業組合等の活性化を中央会が支援します！…… 17

組合支援事業関連情報

令和５年度取引力強化推進事業…… 18
令和５年度課題対応支援事業補助金…… 19

大阪府中央会お知らせコーナー

ポストコロナの中小企業経営～今取り組むべき４つのこと～…… 20
賃上げラッシュ！人手不足の今、できること…… 22
「令和５年度」税制改正のポイント！…… 24
2025年大阪・関西万博　大阪ヘルスケアパビリオン
「展示・出展ゾーン」への出展団体・企業の募集について…… 26
「中小企業も関西ビックプロジェクトに
乗っかろう作戦」実施のお知らせ…… 27
中小企業活性化サポートセンターについて…… 28
人材マッチングセンター（無料職業紹介事業）…… 29
令和４年度中小企業組合検定試験合格者発表…… 30
組合が行う変更登記…… 31
通常総会終了後の諸手続きのポイント…… 32
中小企業のための無料法律相談会…… 34

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…… 35

中央会日記

大阪府中央会の行事予定…… 42

国の中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント

令和５年３月28日に令和５年度予算等が成立しました。
以下、中小企業・小規模事業者関係予算等のポイントです。

基本的な課題認識と対応の方向性

●新型コロナの長期化、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。
●その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

中小企業対策費	令和４年度	令和５年度＋令和４年度第２次補正
	1,095億円	**1,090億円＋１兆1,191億円**

1．厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

●新たな借換制度の創設や金利引下げ、資本制劣後ローンの共有等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。また、価格交渉月間や下請Ｇメン等を活用して取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

〈資金繰り支援〉

補正 **中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】（財務省計上分212億円含む）**
新たな借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を創設。金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等を継続。

当初 **日本政策金融公庫補給金【146億円】**
日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

当初 **中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【35億円】**
信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。

〈価格転嫁対策〉

当初 **中小企業取引対策事業【24億円】＋ 補正【５億円】**
価格交渉促進月間のフォローアップ、下請Gメン（300名へ増員）等による取引実態の把握、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

2．成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

●内外の環境激変によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

〈事業再構築・生産性向上〉

補正 **中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】**
新型コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援。また、サプライチェーン強靱化枠を新設。

補正 **中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】　※国庫債務負担含め総額4,000億円**
（①ものづくり補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金、④事業承継・引継ぎ補助金）
設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継等への補助を通じた、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援。

補正 **国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業【55億円】**
ウクライナ情勢の変化により、供給途絶リスクが生じている原材料の安定供給対策のため、国内生産拠点等の確保を支援。

〈DX・GX・海外展開〉

当初 **地域未来DX投資促進事業【15億円】＋ 補正【事業環境変化対応型支援事業の内数】**
地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

当初 **グリーントランスフォーメーション対応支援事業　※中小機構交付金の内数**
中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等により中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

補正 **中小企業国際化総合支援事業【５億円】**
海外展開を目指す中小企業等１万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

〈研究開発〉

当初 **成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【133億円】**
大学等と連携して行う研究開発やAI／IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

予算等の詳細は、中小企業庁ホームページでご確認ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/

3．創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

●創業・事業承継・引継ぎ（M＆A）を契機として挑戦する中小企業・小規模事業者等を支援するため、創業の借入時に経営者保証を不要とする保証制度の創設、後継者同士のつながり強化、事業承継・引継ぎを支援する体制の整備等を行う。

当初 **後継者支援ネットワーク事業【2.1億円（新規）】**
家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを開催するとともに、それに係る事業の磨き上げを支援する。

当初 **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【157億円】＋ 補正【67億円】**
中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

補正 **事業承継・引継ぎ補助金（再掲）　※中小企業生産性革命推進事業の内数**

補正 **経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設【121億円】（財務省計上分97億円含む）**
※資金繰り支援（2,981億円）の内数

4．地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

●地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業･小規模事業者等を支援する。

当初 **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】**
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

当初 **地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業【3.5億円】**
地方公共団体と連携し、中小商業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

補正 **面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】**
成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

当初 **地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【7.7億円】**
地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

5．伴走支援・人材確保支援等

●経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

〈人材育成・マッチング〉

当初 **中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.2億円】**
経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

〈相談体制の強化（伴走支援含む）等〉

補正 **事業環境変化対応型支援事業【113億円】**
商工会・商工会議所等の相談対応の強化や指導員向け講習、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化、地域企業のDX促進支援等を実施。

当初 **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【37億円】**
各都道府県によろず支援拠点を整備するなど、中小企業･小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 **小規模事業対策推進等事業【54億円】**
商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への経営相談や販路開拓等のサポートの体制を整備。

〈その他〉

当初 **工業用水道事業費補助金【20.0億円】＋ 補正【15.0億円】**
地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援。

補正 **なりわい補助金（令和２年７月豪雨）、グループ補助金（令和３・４年福島県沖地震）の継続措置【209億円】**

税制改正事項

税 **中小企業経営強化税制（延長）**
経営力向上計画に基づく設備投資について即時償却又は税額控除を可能とする措置を延長税

税 **中小企業投資促進税制（延長）**
生産性向上に向けた一定の機械装置等の取得等について特別償却又は税額控除を可能とする措置を延長

税 **地域未来投資促進税制（拡充・延長）**
地域経済を牽引する企業の設備投資について特別償却又は税額控除を可能とする措置を拡充・延長

税 **中小企業技術基盤強化税制（拡充・延長）**
中小企業の試験研究費の一定割合の税額控除を可能とする措置を拡充・延長

税 **法人税率の軽減（延長）**
所得の800万円まで法人税の税率を19％から15％に軽減する措置を延長

税 **生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例（新設）**
生産性向上や賃上げに向けた新規の設備投資について固定資産税を軽減する措置を新設

税 **中小企業防災・減災投資促進税制（拡充・延長）**
災害や感染症の事前対策に資する設備投資について特別償却を可能とする措置を拡充・延長

大阪府の令和５年度当初予算の概要（中小企業支援機能の強化）

事　業　名	事　業　費	事業内容の説明
中小企業支援事業費	2億4,418万円	大阪産業局の保有する専門性、機動性、ノウハウやネットワーク等の様々な資源を活かし、効果的かつ効率的に中小企業支援を実施するため、必要な事業費を交付。 令和５年度よりデザイン支援事業を新たに移管。 ○国際ビジネス支援 ○スタートアップ支援 ○ものづくり支援 ○DX推進支援 ○デザイン支援
外国人材マッチングプラットフォーム事業費<一部新規>	8,487万9千円	中小企業の人材確保を支援するため、外国人材のマッチングに関するプラットフォームを大阪産業局において構築。 企業からの相談に応じるとともに、受入れに関する理解促進に向けたセミナー等を実施。 また、令和５年度から新たに、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ増加に備え、企業においてロールモデルとなる外国人材の採用を促進するため、日本での就職を希望する外国人留学生を対象に、府内企業との就職面接機会の提供と内定後のフォローアップを実施。
中小企業万博参入促進事業費	1億467万2千円	万博の開催にあたって生まれる商談やビジネスチャンスを府内中小企業がつかみ、享受できるよう発注情報を提供するとともに、府内中小企業の情報や商品の情報を発注者側に提供するシステムを整備・運営。**※詳細はP6「万博関連事業受注者登録システム“万博商談もずやんモール”について」をご覧ください。**
小規模事業対策費	19億2,662万2千円	商工会・商工会議所と連携し、小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取り組みができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援。
運輸事業振興助成補助金	6億3,504万5千円	運輸事業振興助成法の趣旨を踏まえ交通安全対策や環境対策等を促進するため、運輸団体に対し補助金を交付。
中小企業組織化対策費	8,735万2千円	中小企業組合において事業活性化に向けた取組みができるよう、専門家を派遣するなど、組合事業を通じた中小企業等への経営支援を実施するとともに、中小企業組合の運営に対する指導・啓発等を実施。
経営資源移転円滑化支援事業費	1,000万円	主に小規模事業者に対し第三者承継（M＆A）による経営資源の円滑な移転を支援するため、民間プラットフォーマーと連携し、譲渡を希望する事業者へのハンズオン支援を実施。 士業等に対して事業者をサポートするために必要なスキルを習得する研修を実施し支援人材として育成。
商店街等モデル創出普及事業費	2,880万5千円	商店街において、ニューノーマルに沿ったモデル創出の支援に取り組み、その成果の普及等を通じて市町村・商店街を後押しすることで、商店街の活性化と持続的な発展を促進。
商店街店舗魅力向上支援事業費<一部新規>	4,328万7千円	万博開催やインバウンドの復活による国内外の旅行客を取り込み、商店街での観光・消費を促進するため、商店街に「観光」の視点を取り入れ、商店街の「観光コンテンツ化」と「情報発信」の取り組みを実施。

事　業　名	事　業　費	事業内容の説明
大阪起業家 グローイングアップ事業費	542万1千円	府内創業支援機関から推薦を受けたビジネスプランのコンテストにおける受賞者に対し、補助金を交付。
スタートアップ活躍促進事業費＜新規＞	3,051万9千円	将来の大阪経済のけん引が可能な規模拡大型スタートアップの輩出に向け、スタートアップの成長のロールモデルとなる海外進出モデル創出及び支援手法のレベルアップ。
大阪産業技術研究所運営費交付金	23億2,144万4千円	産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行う地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対し、必要な経費を交付。
大阪府ものづくり支援拠点（MOBIO）推進事業費	178万4千円	ものづくり総合支援拠点である、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）のものづくり支援課の施設利用負担金。
中小企業取引振興事業費	8,896万5千円	下請中小企業のセーフティネットである下請取引適正化や取引あっせん事業等の「下請取引振興事業」及び、「ビジネスマッチング支援事業」に関する補助金を交付。
ものづくりイノベーション等推進事業費	1,809万1千円	DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応をはじめとする技術革新を促進し、府内ものづくり中小企業の競争力を強化。
ものづくり企業販路開拓支援事業費	2,512万5千円	多彩なものづくり企業の集積や高い技術、優秀な製品について、情報発信や販路開拓活動のサポートにより、事業者が自律的に成長できる環境を整備。
中小企業向け制度融資 ＜一部新規＞	7,574億3,235万2千円	府内中小企業者に対して、事業に必要な資金を融資。 （融資枠5,440億円、災害等対策資金500億円を含む） ○中小企業の元気アップを後押しするための成長支援型融資 （融資枠1,440億円） ○経営安定を図るためのセーフティネット融資 （融資枠3,500億円）
海外事務所等運営費	3,455万4千円	上海事務所の運営、在外公館や経済団体等とのネットワーク構築などを通じて、国際ビジネス交流及び府内企業の海外ビジネス展開を支援。
海外トッププロモーション事業費	621万7千円	知事等のトップセールスにより、現地政府機関等との協力関係を構築し、現地企業とのビジネス交流を促進。 フォローアップとして、現地政府機関等と連携した商談会等を実施。
先端産業国際交流促進事業費	1,097万3千円	先端産業分野における、府内企業の海外での商談や、ビジネス展開を支援。 府内企業の技術力等のPRを通じて大阪への投資を促進。

大阪府商工労働部令和５年度当初予算等についての詳細URL
https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=46966

万博関連事業受注者登録システム“万博商談もずやんモール”について

令和５年３月15日　商工労働部中小企業支援室経営支援課

概要	博覧会協会・出展者やその受注者からの直接的な需要のほか、国内外の企業関係者や旅行客など間接的な需要を含め様々なビジネスチャンスが創出 ⇒企業情報・商品情報を発注側に提供するとともに、発注情報を府内中小企業に提供する仕組みを構築・運営し、経済効果を府内中小企業に波及

（システムイメージ図）

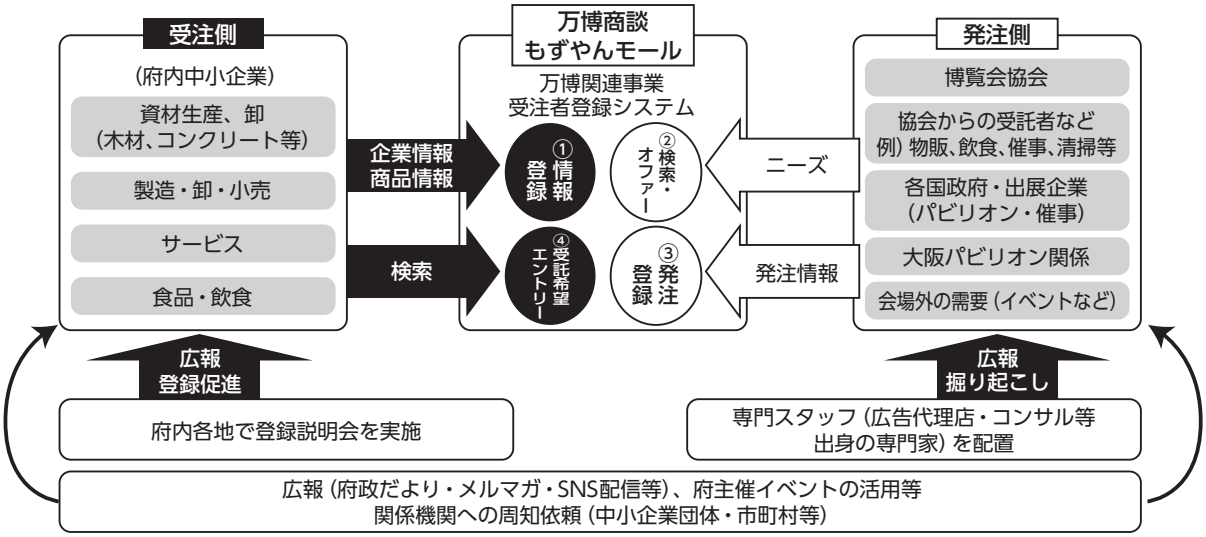

（1）概要

府内中小企業が効率的に発注を受けられるよう、以下の機能をもったシステムを構築する。

①受注側（府内中小企業）が自社の企業情報・商品情報をシステム上に登録

②発注側（博覧会協会・出展者等）は、ニーズに合った受注者側の情報を検索できるほか、受注側にシステム上で直接オファーを行うことも可能

③発注側：発注したい案件情報を登録

④受注側：発注情報を検索しエントリー

※運営にあたっては、大阪産業局、商工会・商工会議所及びJETRO等の支援機関とも連携

（2）スケジュール

令和５年６月から「（通称）万博商談もずやんモール」として運用開始予定。（英語訳ページも、少し遅れて公開予定）

（3）広報・周知

○府内中小企業への周知及び登録促進

積極的な広報･周知に努めるとともに､支援機関等を通じて府内各地で説明会を実施し､企業概要や商品･サービスの情報登録を広く呼びかける。

⇒自らもご登録いただくとともに、団体さまを通じての広報・周知にご協力ください！

○発注案件の掘り起こし

専門の発注開拓スタッフを配置。これにより、博覧会協会等の発注者だけでなく、元請け、下請け、孫請けの事業者、さらには万博に関連する商取引・イベントを行うあらゆる事業者（商店街やスーパーでイベントを計画する事業者等も含む）の掘り起こしを行い、発注情報の充実を図る。

⇒あらゆる商取引が対象です。イベントグッズの発注や新たな商品のお取扱いなど、業種や規模にかかわらず、お試しください！

令和４年度「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告

会員組合の皆様には、本調査にご協力をいただきありがとうございました。本調査は、今般のコロナ禍により激変する経済情勢の中で会員組合の皆様がどのような課題に直面し、活動されているかについて把握するため実施させていただいたものです。当会では、今回の調査結果を踏まえ、実施事業が会員組合の皆様にとって実効あるものとなるよう、可能な取り組みを積極的に推進してまいる所存ですので、今後ともご支援ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

- 調 査 期 間：令和４年11月30日～令和５年２月14日
- 調 査 対 象：大阪府中小企業団体中央会会員　710組合
- 回答組合数：183組合
- 回　収　率：26.0%

〈組合及び組合員の状況について〉

設問１．貴組合は、１年前と比較してどのような状況ですか。

１．組合員数について

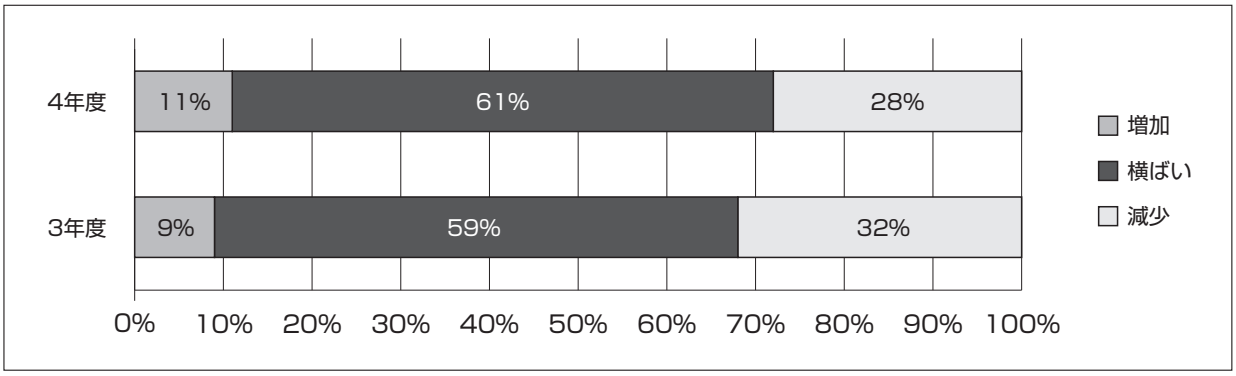

２．組合事業の利用・参加状況について

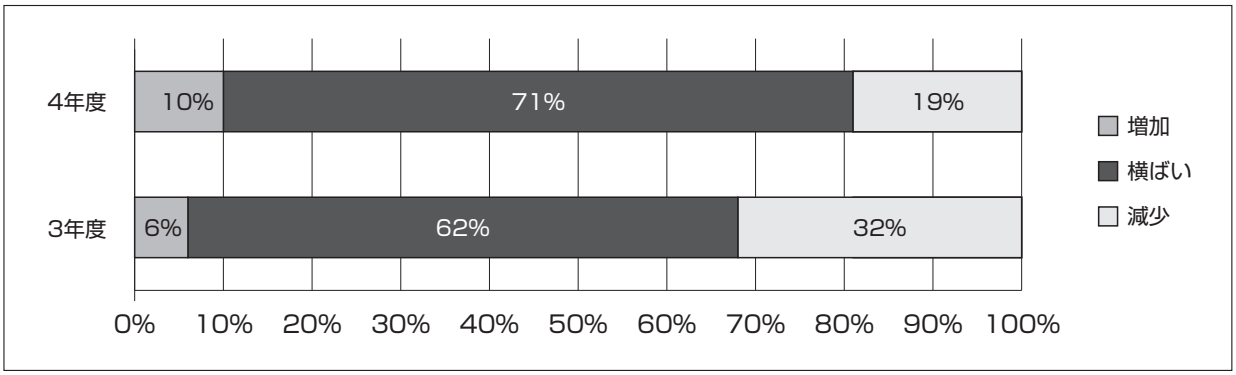

３．組合員の経営状況について

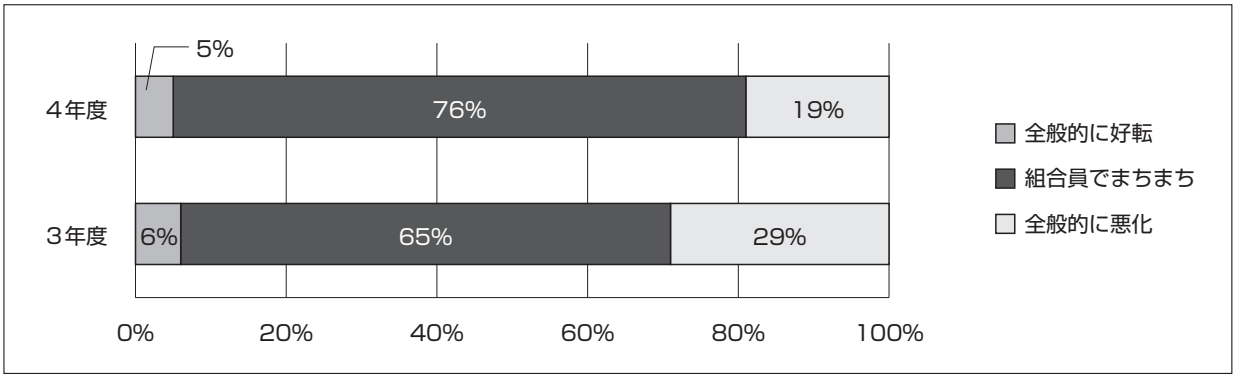

設問2. 貴組合では、現在どのような役割を果たすことを主眼に置き、取り組みを進めておられますか。（複数回答可）

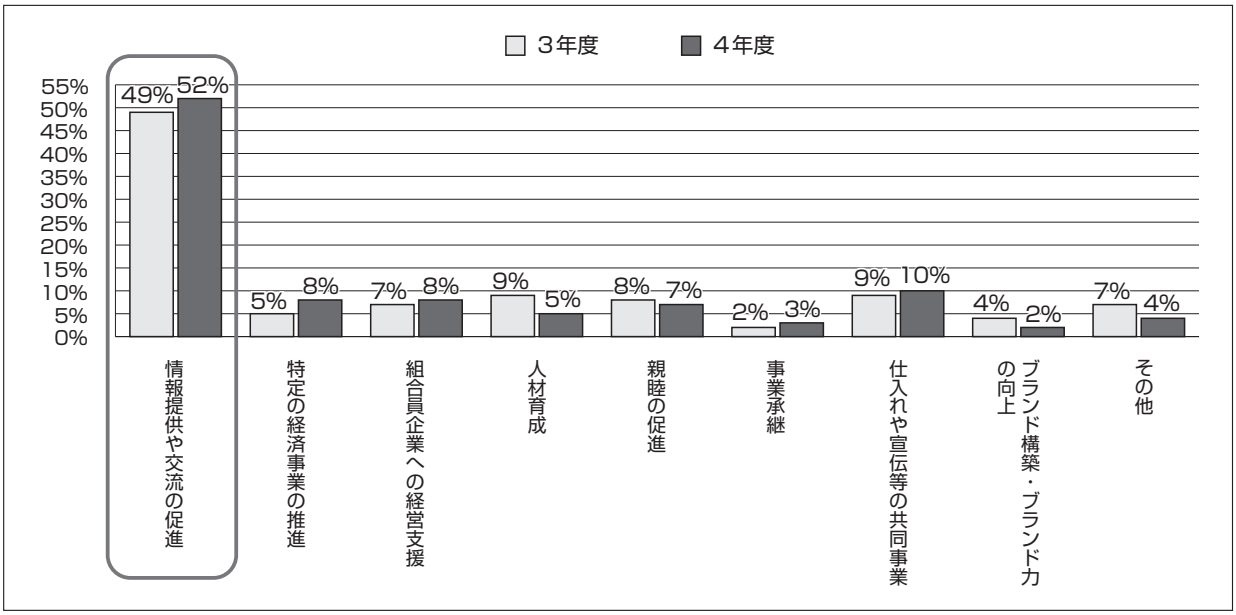

設問３．貴組合では、設問２の取り組みにより組合員企業の成長、発展に成果を上げていますか。

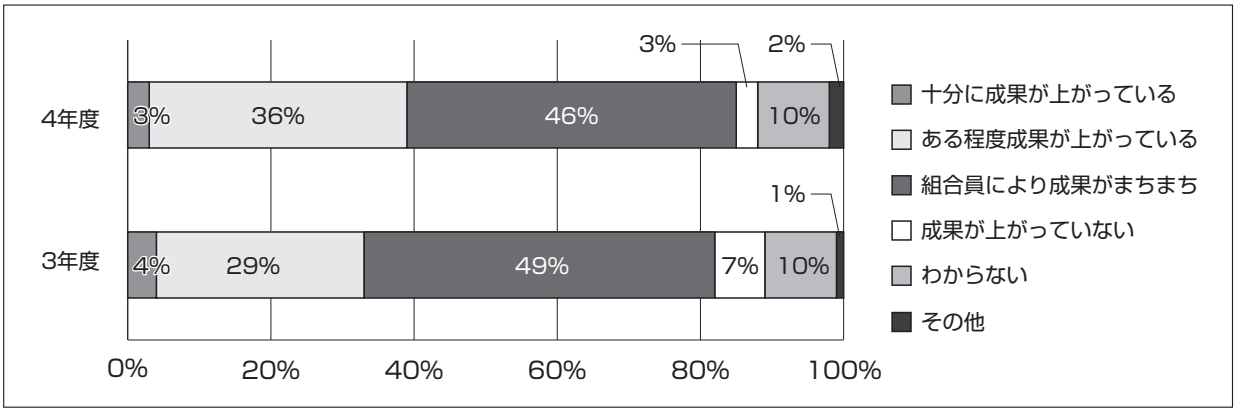

設問4. 現在、貴組合が実施されている事業を充実･強化していく上でどのような課題がありますか。（複数回答可）

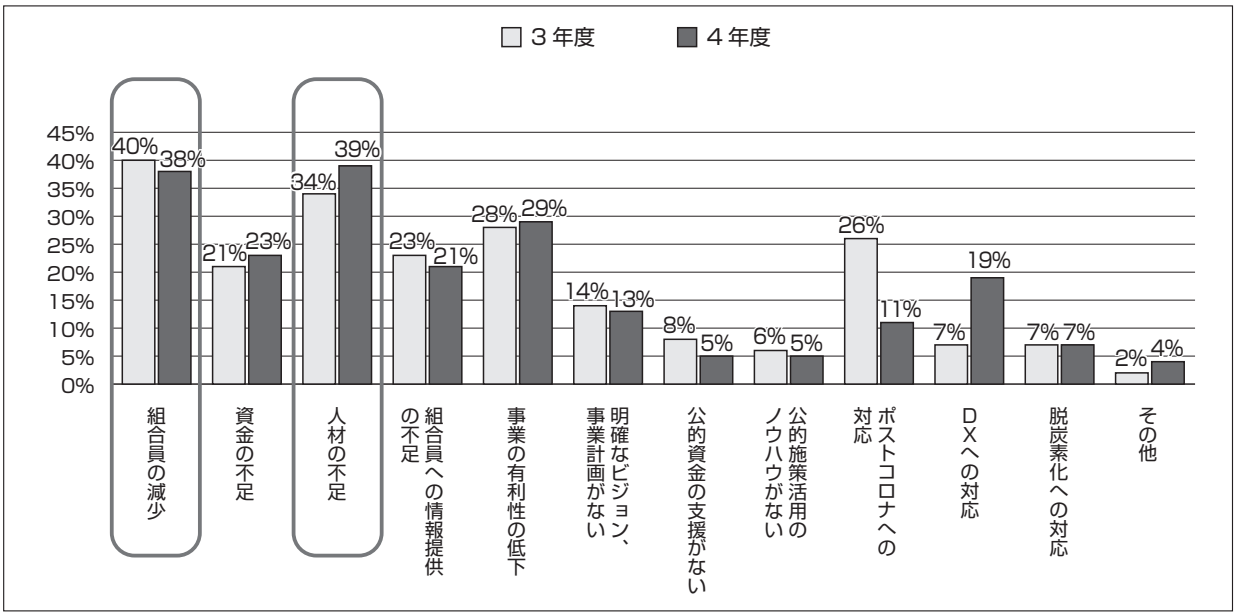

設問５．貴組合では、組合員企業の成長・発展のため、今後、どのような事業に取り組んでいきたいですか。（複数回答可）

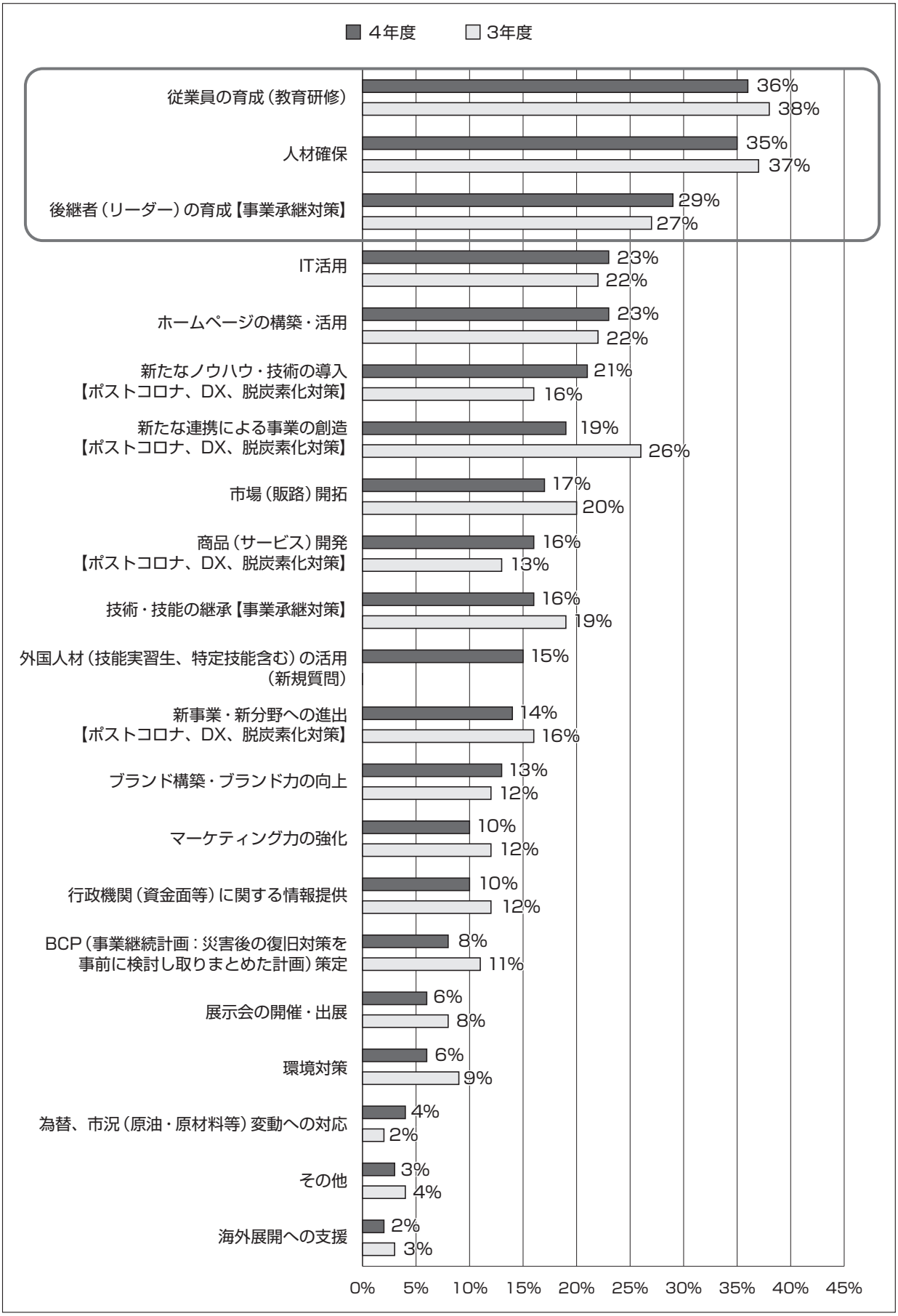

〈中央会事業への関心、要望等について〉

設問６．本会では、貴組合が抱える課題を踏まえ、組合事業の充実・強化に向けて必要と思われる取り組みについて、各種支援事業を実施（予定を含む）しておりますが、下記に掲げる事業についてお尋ねします。

（１）「組合活性化事業」として関心があるもの、支援を希望するもの（複数回答可）

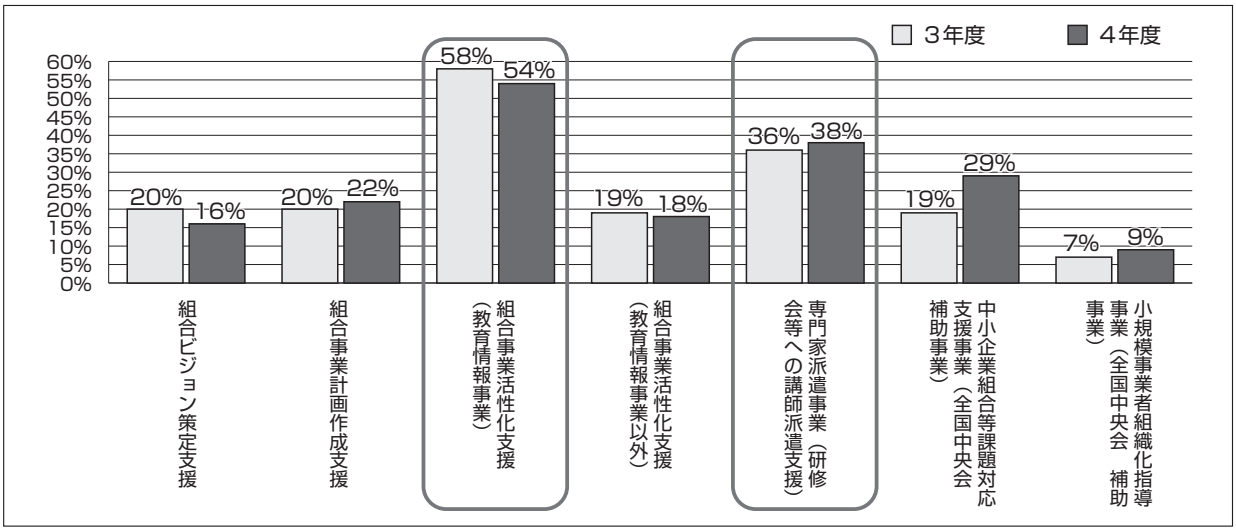

（２）「相談事業」として関心があるもの（複数回答可）

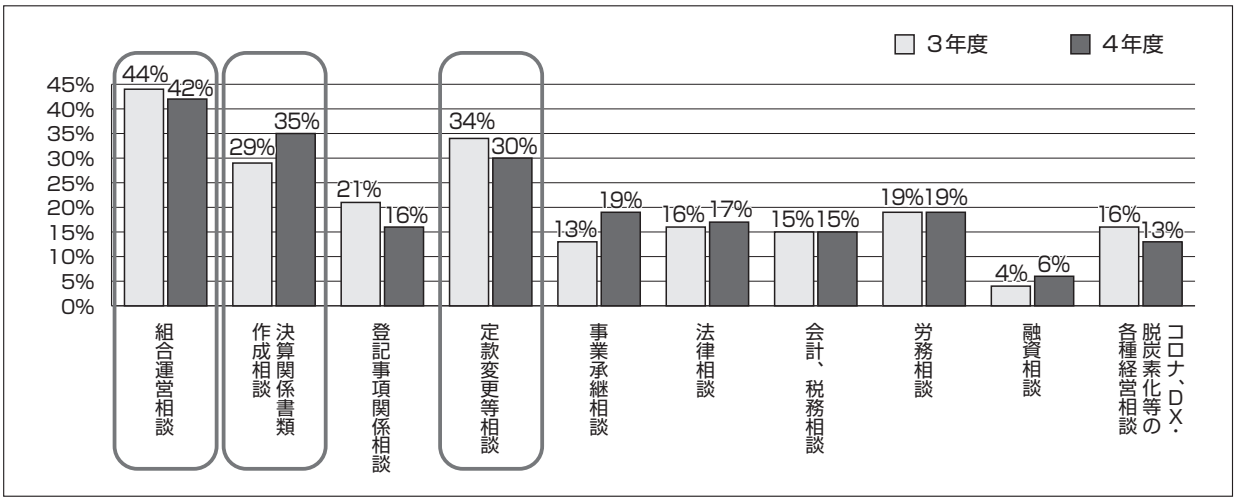

（３）「セミナー事業」として関心があるもの（複数回答可）

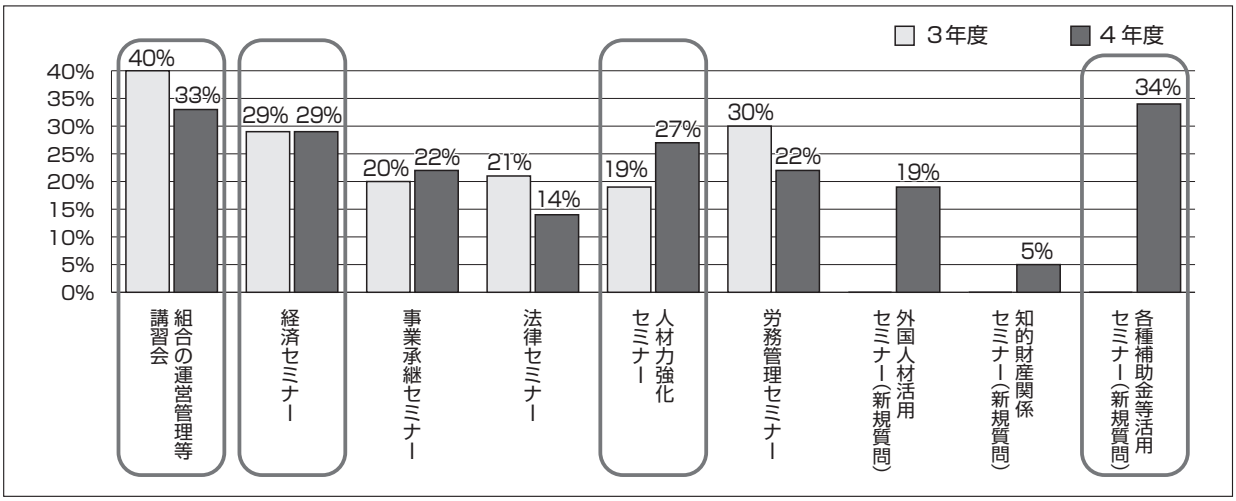

（4）「調査、情報発信事業」として関心があるもの（複数回答可）

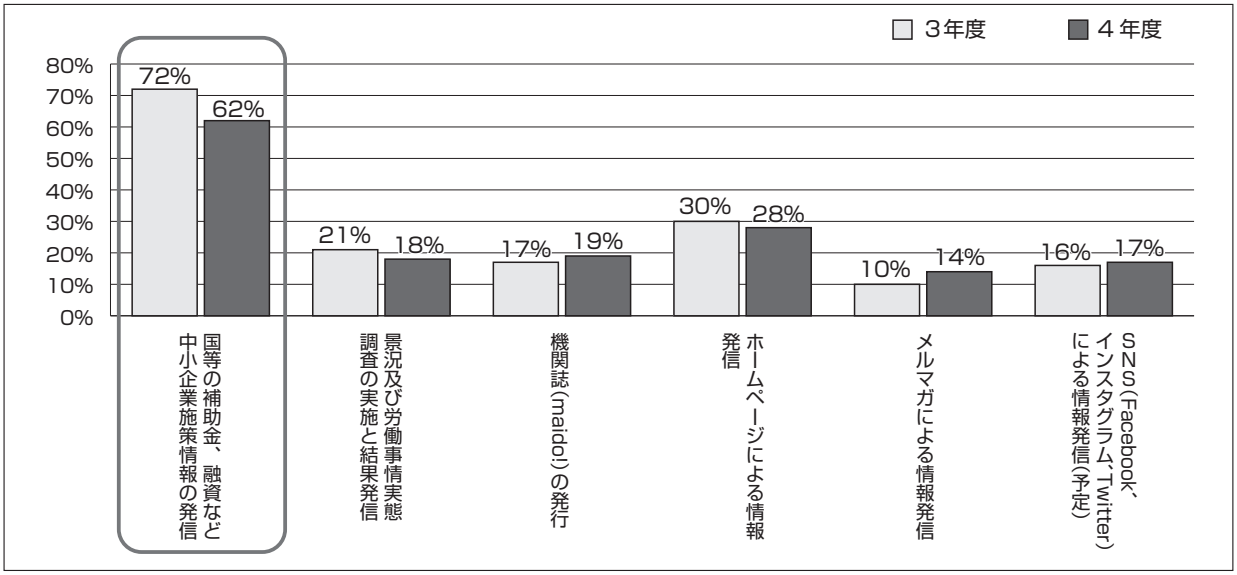

（5）「中央会共済事業」の中で関心があるもの（複数回答可）

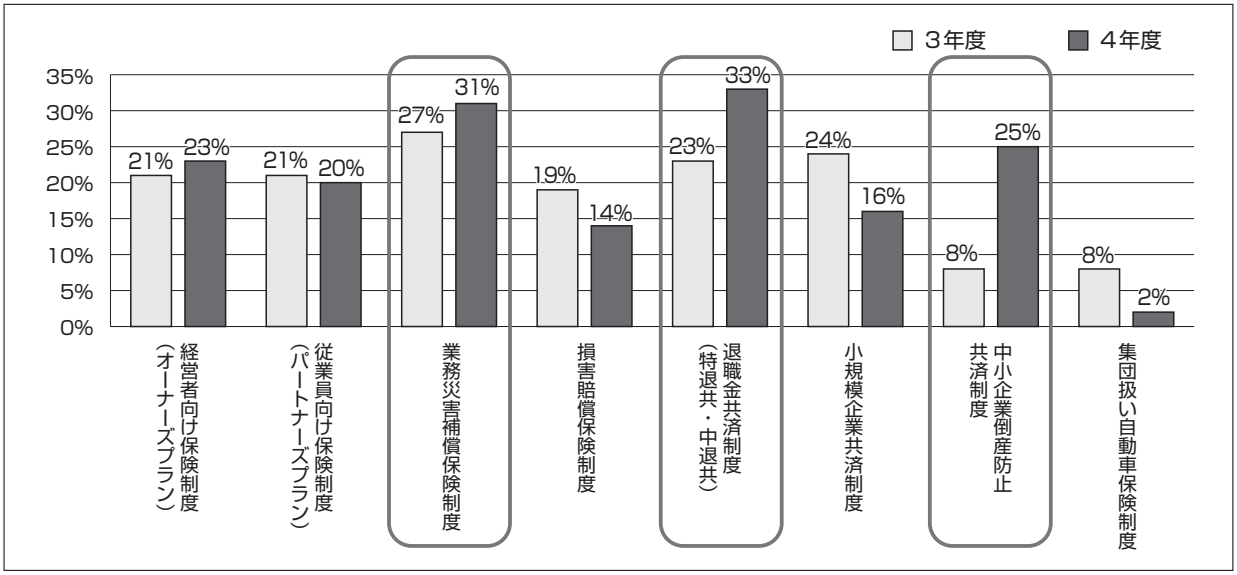

（6）その他、本会で実施する事業のうち関心があるもの（複数回答可）

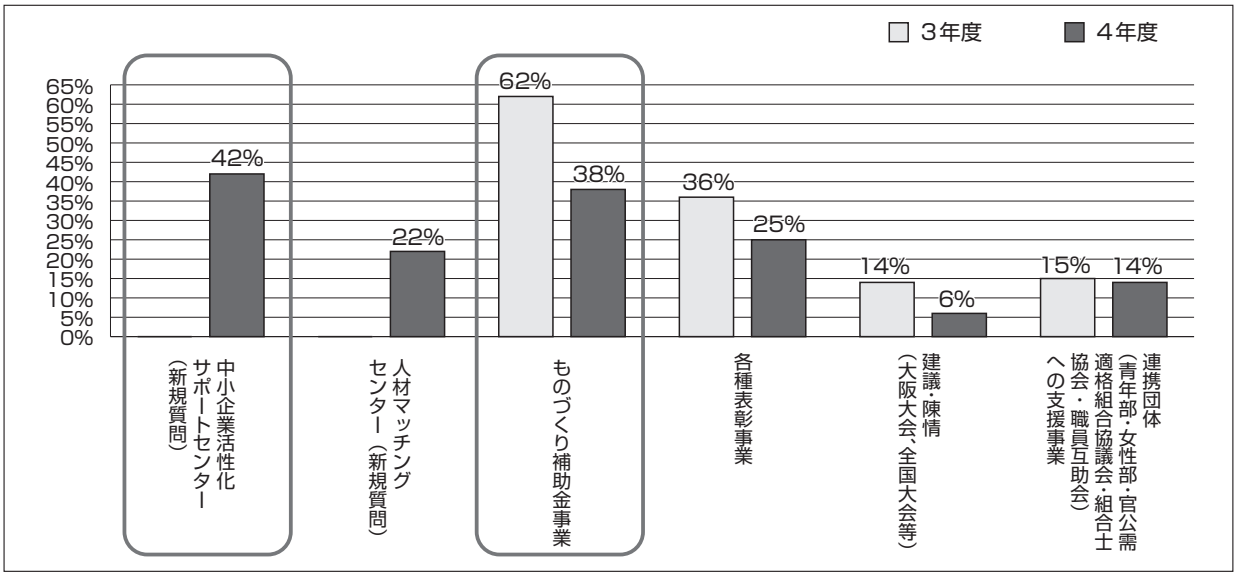

〈コロナ禍、物価高、円安、価格転嫁、インボイス等について〉

設問８．長期化するコロナ禍、物価高、円安、価格転嫁、インボイス等による貴組合並びに組合員への影響を把握し、今後の支援活動の参考とさせていただくため、お尋ねします。

（１）コロナ禍による貴組合の事業活動への影響について

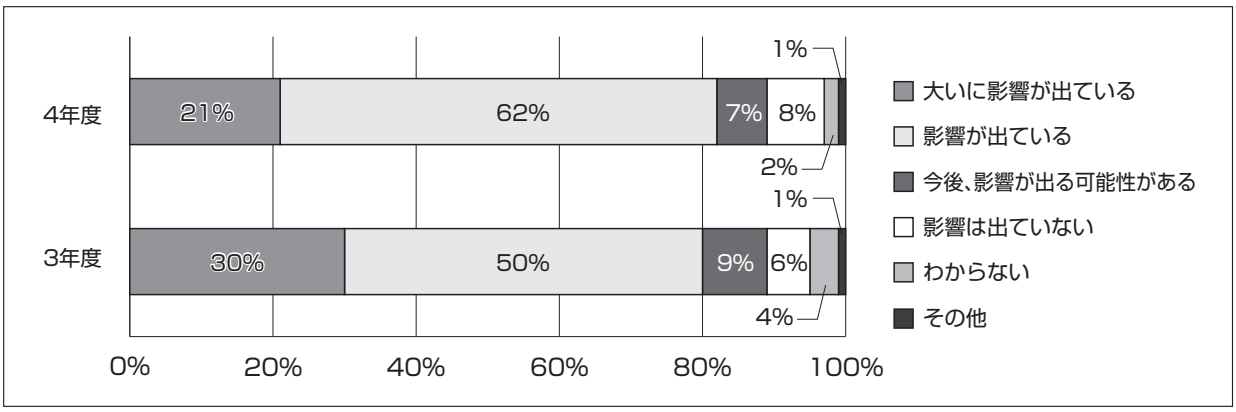

（２）コロナ禍により最も影響を受けた組合の事業活動について（複数回答可）

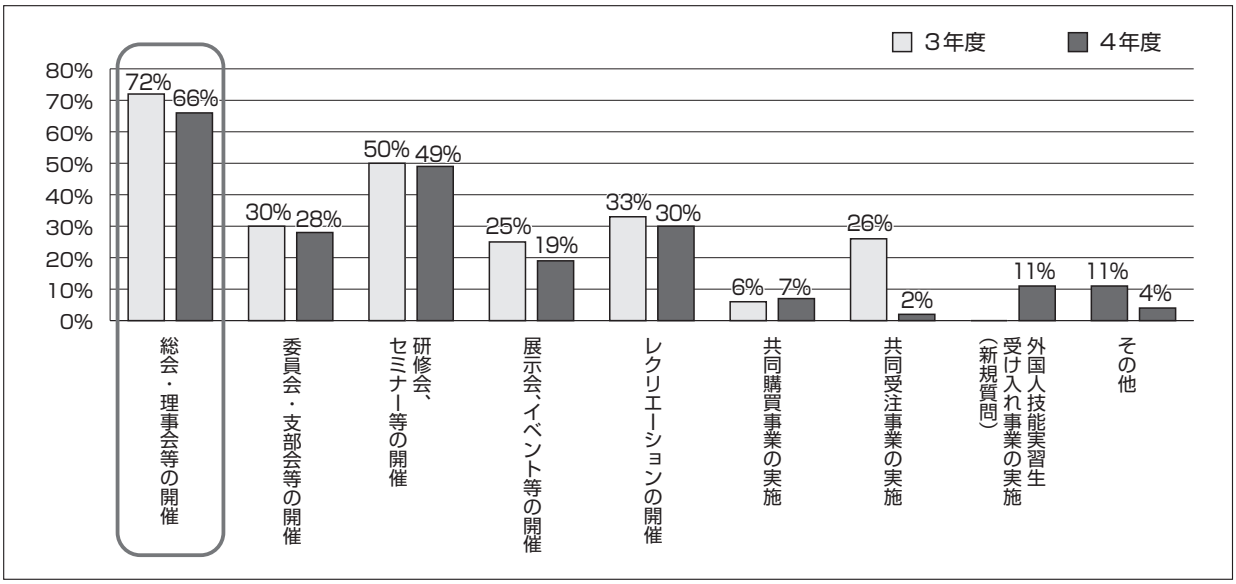

（３）コロナ禍、物価高、円安、価格転嫁、インボイス等、昨今の社会経済情勢の急激な変動による組合員企業の事業活動への影響について

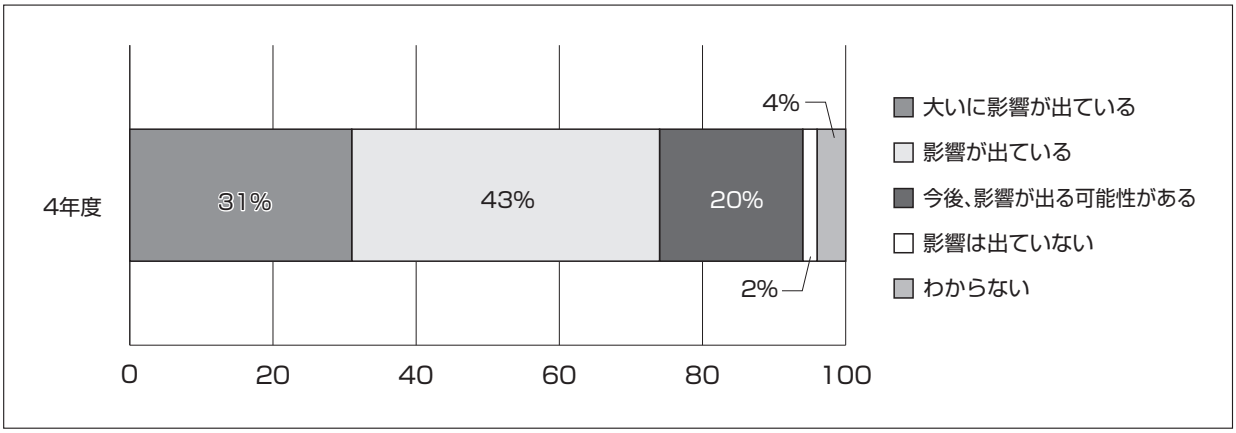

（4）（3）で「大いに影響が出ている」、「影響が出ている」、「影響が出る可能性がある」と回答した原因についてお答えください。（複数回答可）

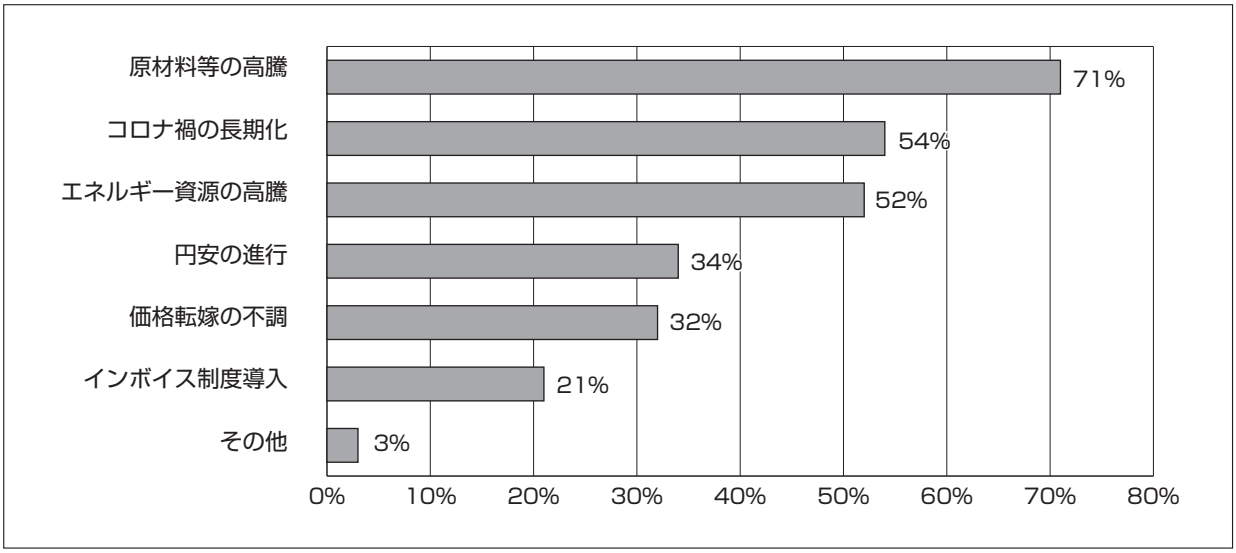

（5）ポストコロナ、DX、脱炭素化に向けて、今後、貴組合で取り組みたいことについてお答えください。（複数回答可）

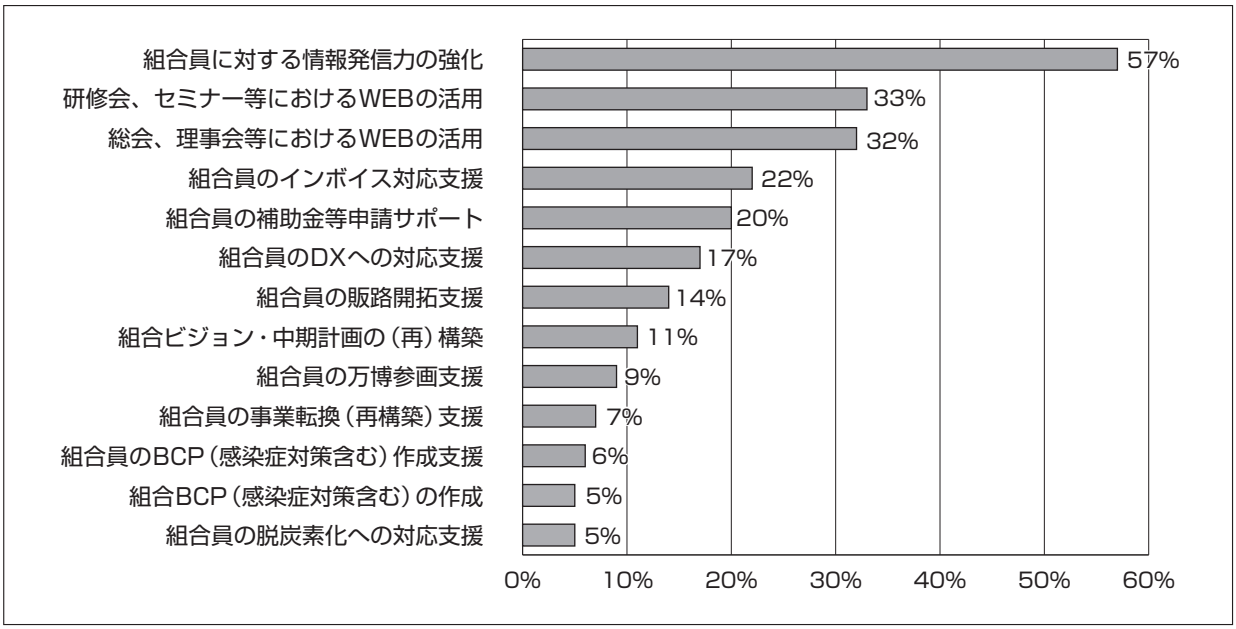

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　総務部
TEL（06）6947−4370

令和４年度
大阪府商工関係者表彰

このたび、本会会員組合役員等３１名の方々が府内商工関係者表彰を、受賞されました。
受賞者の皆様は下記の通りです。
ご受賞、おめでとうございます。

（令和５年２月13日付表彰）

大阪府商工関係者表彰（団体役員部門）

（順不同、敬称略）

デザイン振興関係

永　田　智　之（大阪ディスプレイ協同組合　理 事 長）

製造業関係

青　山　清　貴（大阪府板金工業組合　理　事）
井　谷　陽　一（大阪府製本工業組合　理　事）
奥　山　吉　昭（近畿石鹸洗剤工業協同組合　理　事）
木 田 庄 一 郎（近畿印刷産業機材協同組合　理 事 長）
北　村　裕　章（大阪府製本工業組合　理　事）
笹　山　　功（大阪府家具工業組合　常務理事）
清　水　博　司（大阪府製本工業組合　理　事）
橘　　雅　三（全日本ブラシ工業協同組合　副理事長）
谷　口　賢　二（大阪府板金工業組合　理　事）
寺 西 喜 久 郎（関西スポーツ用品工業協同組合　監　事）
中　本　照　雄（大阪府板金工業組合　理　事）
西　岡　裕　光（関西スポーツ用品工業協同組合　監　事）
西　川　倫　史（関西ねじ協同組合　理 事 長）
平　石　哲　生（大阪府印刷工業組合　理　事）
米　花　正　晃（大阪府印刷工業組合　理　事）

卸売業関係

粟　井　寛　儀（大阪管工機材商業協同組合　副理事長）
石　原　稔　朗（大阪装粧品協同組合　理　事）
大　山　寛　之（大阪鋲螺卸商協同組合　副理事長）
加　藤　功　二（大阪装粧品協同組合　理　事）
川　北　雅　弘（大阪装粧品協同組合　理　事）
武　村　貴　司（大阪船場繊維卸商団地協同組合　会計理事）
西　島　輝　彦（大阪釦服飾手芸卸協同組合　専務理事）
松　城　幹　夫（大阪装粧品協同組合　理　事）
水　谷　孝　一（大阪建築金物卸商協同組合　理　事）
吉　田　昌　広（大阪管工機材商業協同組合　理　事）
吉　田　雅　巳（近畿製紙原料直納商工組合　監　事）
和　田　　正（大阪鋲螺卸商協同組合　理事長）

小売業関係

清　水　　智（大阪文具事務用品協同組合　理　事）

保安対策関係

小　原　章　良（大阪府電気工事工業組合　監　事）
林　　靖　貴（大阪府電気工事工業組合　理　事）

大阪中小企業団体中央会
新規加入組合紹介

令和４年１０月１日～令和５年３月３１日までに加入された組合を紹介します。

組合名 全国食肉輸出入事業協同組合連合会

理事長名：酒井　宏
住　　所：556-0016
大阪府大阪市浪速区元町３-10-18
日伸ビル
設立年月日：昭和53年９月18日
組合員数：６人
出資金：1210万円
組合員業種：商業
主な組合事業：共同購買、共同宣伝、金融・債務保証、教育情報、福利厚生

組合名 南部再生資源事業協同組合

理事長名：勘野　圭子
住　　所：598-0012
大阪府泉佐野市高松東１-10-37
泉佐野センタービルサウスコア21
803号室
設立年月日：平成６年８月15日
組合員数：４人
出資金：200万円
組合員業種：商業
主な組合事業：教育情報、福利厚生

組合名 アビームビジネス協同組合

理事長名：小林　常夫
住　　所：530-0002
大阪府大阪市北区曽根崎新地2-5-27
設立年月日：令和元年９月20日
組合員数：36人
出資金：253万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買、共同宣伝、ETC共同精算、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生

組合名 大陽協同組合

理事長名：大田　隆弘
住　　所：571-0065
大阪府門真市垣内町５-２
設立年月日：令和４年10月７日
組合員数：14人
出資金：250万円
組合員業種：製造業・建設業
主な組合事業：共同購買、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生

組合名 ユニバーサル事業創成協同組合

理事長名：小川　修一
住　　所：553-0006
大阪府大阪市福島区吉野3-22-17
野田ロイヤルビル203号室
設立年月日：令和４年10月４日
組合員数：４人
出資金：100万円
組合員業種：サービス業
主な組合事業：共同購買、教育情報、福利厚生、外国人技能実習生

中小企業組合等の活性化を中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① **組合ビジョン・中期計画作成支援**
組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。
（支援内容）組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会（５回）への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② **組合事業計画作成支援**
組合の新規事業や既存事業再構築のための事業計画作成を支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会（５回）への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ **組合事業活性化支援（教育情報事業以外）**
組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（４回）参画、事業実施アドバイス

④ **組合事業活性化支援（教育情報事業）**
組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。
（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（２回）参画、事業実施アドバイス

⑤ **異業種企業グループ事業計画作成支援**
業種が異なる企業が連携して行う新事業計画（新商品開発計画、新サービス事業計画等）の作成を支援します。
（支援内容）新商品開発・新サービス創出プラン検討会（５回）への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
◇ ⑤は中小企業４社以上で構成される異業種グループ
※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること
※検討会などの実施は、大阪府内で行なうこと

留意点

1．申込みは、１組合（企業グループ）年度内、１支援メニューのみの利用となります。
ただし、次の場合は重複利用ができます。（いずれの場合も、年度内の利用上限は２件です）
①と（③又は④）／②と（③又は④）／③（①又は②の計画具体化のための支援に限る）と④
2．①組合ビジョン・中期計画作成支援は、過去にこのメニューの支援を受けたことがある場合は利用することができません。
ただし、支援を受けて作成した組合ビジョン・中期計画作成の計画年数を経過し、その実績の検証・自己評価を終えており、かつ、外部環境の変化などにより新たに組合ビジョン・中期計画を作成する必要があると認められる場合には、この限りではありません。
3．原則、設立２年以内の組合は、設立時に事業計画を策定しているので利用はできません。
4．過去支援した同一課題の支援申込は、受付できません。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947−4371

令和５年度取引力強化推進事業

実施組合の募集について

・事業目的

組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取り組みに対して支援を行います。

・補助対象者

小規模事業者〔常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、５人以下の会社及び個人）〕が主たる構成員の組合等の皆様

※令和５年４月１日現在、設立後、原則、１年以上が経過していること。

・補助金額／補助率

補助金額の上限：５０万円　※下限：１０万円

補助対象経費（税抜）の２/３を助成します。

・補助対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借料費、雑役務費、通信運搬費、委託費

☑ 効果的な**商品カタログやパンフレットを作成**して集客力をアップ
☑ 組合や組合員の魅力ある活動を広報する**Webサイトの構築**
☑ 組合の事業や組合員の受注・販売促進のための**イベントチラシの作成**
☑ 戦略的な**プロモーション・ブランド構築**
☑ 組合が共同販売する**商品パッケージ戦略の提案**
☑ 商店街を活性化するための**コンテンツづくり**

募集期間　**令和５年６月20日（火）～７月14日（金）**

なお、応募希望組合は、事業内容、応募書類の作成について、担当部署にご相談ください。
また、各補助事業の公募要領及び応募様式等は、後日当会ホームページに掲載させていただきます。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947−4371

令和5年度 中小企業組合等 課題対応支援事業補助金

その1 中小企業組合等活路開拓事業

組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、さまざまな取組みに対して支援します。

事業を実施した団体の99.2%が効果を実感

新しい取組みなどを包括的に支援!!

活路開拓事業

上限2,000万円

「活路開拓事業」では、専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助します。

展示会等出展・開催

上限1,200万円

「展示会等出展・開催」では、国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。(商品等の販売を伴う出展・開催は不可)

バーチャル展示会への出展も補助対象

その2 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

外部から専門家を招聘してシステム設計の検討を行ったり、専門業者に対してシステム開発を外注したりする経費等を補助します。

事業を実施した団体の95.8%が効果を実感

IT活用による経営革新などを支援!!

基本計画策定事業

上限2,000万円

組合等が情報ネットワークシステム等の構築を目指して実施する、組合等の事業の業務分析、計画立案、RFP(提案依頼書)策定等を補助します。

情報システム構築事業

上限2,000万円

情報ネットワークシステムの構築や、業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発で、システムの設計、開発、稼働・運用テスト等やシステム普及のための講習会の開催を補助します。

その3 連合会(全国組合)等研修事業

所属員が15都道府県以上に所在する組合等が行う組合員(会員)や専従役職員を対象とした研修の開催を支援します。

事業を実施した団体の100%が効果を実感

課題解決につながる研修実施を支援!!

上限300万円

研修会場、講師謝金、受講者の旅費などの経費を補助します。WEBを活用した研修会も補助対象です。

座学	視察	技術指導	WEB
パネルディスカッション	ワークショップ/グループ演習		

研修は、座学で行う講義のほか、パネルディスカッション、ワークショップ、グループ演習、視察、技術指導など研修の効果が出やすい方法を組み合わせて実施します(オンラインを活用したウェビナーやサテライト会場での研修も可)。

日程(令和5年度予定)

公募期間	第1次募集	第2次募集	第3次募集
	3/1~3/31	4/3~5/26	7/10~8/10
応募内容にかかる審査期間(書面)	4月中旬頃	6月中旬頃	8月下旬頃
審査結果公表	5月中旬頃	7月上旬頃	9月中旬頃
交付申請説明等	5月下旬~	7月中旬~	9月下旬~
事業開始(終了は翌年2月15日)	5月下旬~	7月中旬~	9月下旬~

本日程は目安です。審査の進捗状況等により、日程が変更となる場合があります。交付申請説明等の詳細は、採択団体宛にお知らせします。
秋以降の事業開始を予定している場合でも、第1次、第2次募集に応募できます。なお、第2次募集において予算枠に到達した場合、第3次募集は実施しません。(7月上旬頃発表)

本事業のお問い合わせ

全国中小企業団体中央会 振興部
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
電話:03-3523-4905(振興部直通)

全国中小企業団体中央会ホームページで、事業の詳細を確認できます。
https://www.chuokai.or.jp/

ポストコロナの中小企業経営
～今取り組むべき4つのこと～

中小企業診断士　岩崎　弘之
（一般社団法人大阪中小企業診断士会）

大阪市内のホテル稼働率が急回復しています。日本経済新聞社がまとめた同市内の主要１３ホテルの２０２２年１１月の平均客室稼働率は８１．１％になりました。政府の観光促進策「全国旅行支援」などの追い風を受けており、８割を超えるのは約３年ぶりとのことです。また、マスク着用に関しても、令和５年３月１３日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになりました。このように、観光業界に限らず少しづつ平静を取り戻しつつある社会ですが、中小企業の経営はすんなり元通りに回復するか依然不透明です。そんな中、これからの中小企業経営のポイントになるであろう４点についてまとめました。

１．環境の変化を受け入れこれまでの常識を捨てる

未来を１０年早く連れてきたと言われる新型コロナウィルスによるパンデミックは、歴史的に見ても世の中を一変させ、私たちはライフスタイルや働き方などの急激な変化を余儀なくされました。「今までこういった会社が、こういうことをやるとは思ってなかったよね」といったことが、どんどん始まり、そしてそれが加速しています。

例えば、旅行会社は、旅行以外のサービスを提供する「脱旅行業化」を進めています。コロナ禍において、旅が制限される中で旅行会社の収益源は、コロナワクチン接種関連事業や、保健所支援事業、プレミアム商品券発行事業などでした。ある大手旅行会社では、それらへの転換が功を奏し、過去最高の営業利益を上げたと聞いています。今後、大手旅行会社は、旅行手配という枠から飛び出し新たな社会課題をお手伝いする「課題解決型企業への転換」を図っていくことになると思われます。このように、これまでの常識を一旦白紙に戻し、既存の単一事業に依存せず多角化を見据えた新事業への取組を強化することが重要です。常に先を見て自ら変化することを躊躇しない企業だけが勝ち残れる時代となりました。

２．まず元に（コロナ前）に戻す

コロナによって様々なことが大きく変化したことは、上述しましたが、「それでは、自社における変化はどうであったか」まず分析をすることが大切です。コロナ前・コロナ中・現在と３つに区分し、仕入先、得意先、仕入額、販売額等に変化はあったか、変化に対してどのような対応をおこなったかを整理して、うまく進んでいる点、改善が必要な点を検証することが大切です。そのうえで、現状がコロナ以前に比べ落ち込んでいるようなら、いきなりＶ字回復を目指すのではなく、「まず元に戻す」ことを当面の目標に具体的戦略を立案して下さい。自社同様、取引先もコロナ禍で状況が一変しています。これまでご縁のなかった顧客やお付き合いを断られていた顧客に再度アプローチしてみるなど、既存にとらわれない新規顧客の開拓がポイントになるでしょう。

３．人手不足問題に積極的に取り組む

「人が採用できない。どうしたらいい？」と質問を受けることが増えました。「２０～４０代が特に来てくれない」「今の人手不足はバブル期以上ではないか」と中小企業の経営者は、本当

に困っています。対策としては、飲食店や宿泊業で活用が進んでいるように、配膳ロボットや無人チェックインシステムなど、機械やシステムを活用し現状を凌ぐということが一つの方法ですが、逆に今をチャンスととらえ、コロナで職を離れた優秀な人材に自社に来てもらう、価値観が変わってきた若者の目を中小企業に向けるといった発想が大切です。「マイナビ　２０２３年卒大学生就職意識調査」〈図表〉の結果を見ると、多くの学生はその会社でやりがいのある仕事ができるか否かを重要視し、それが実現できるのであれば大手企業であることにこだわらないという傾向が読み取れます。「うちは中小企業だから新卒や良い人は取れない」と嘆くのではなく、「今は市場に優秀な人材がたくさんいる」と前向きに捉えて行動することが大切です。優しく丁寧に教える、成果だけではなく過程をほめる、社長自ら率先して社員に声をかける、地域や社会に貢献する取組を行う、などお金を掛けなくても出来る事はたくさんあります。それらを率先して実行することで良い人材に来てもらえる時代になって来たともいえるのではないでしょうか。

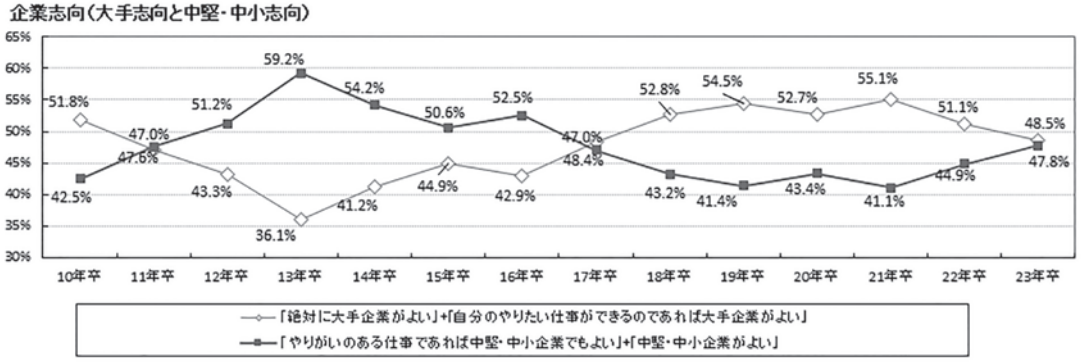

出典：マイナビ　2023年卒大学生就職意識調査

４．最も投資効果が高いのは「人への投資」

現代は、ＶＵＣＡ（※）の時代と言われるように、「超」不透明な時代になっています。過去の延長線上に解がなく、経験や前例に基づく意思決定は判断を誤る可能性が高まっています。そんな時代においても、最も投資効果が高いと言えるのが「人材への投資」です。人に投資することで、従業員のスキルやモチベーションがアップし、お客さまにも好印象を与えます。結果、顧客から支持され企業の業績を向上させることになります。具体的には、コロナ禍で人と会えない時代になったからこそ、「人と人のコミュニケーションの重要性」が改めて叫ばれています。その改善に資源を投資することが急務です。ポストコロナの厳しい時代だからこそ原点に立ち返り、人に投資することから始めてみませんか。

※ＶＵＣＡ　とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の４つのキーワードの頭文字をとった言葉

＼ 大阪府中央会では、中小企業組合等が実施するさまざまな施策への支援を行っています ／

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947−4371

賃上げラッシュ！人手不足の今、できること

社会保険労務士　澤田　敏仁
（大阪府社会保険労務士会副会長）

３年続いたコロナ禍も今年の３月１３日からはマスク着用が個人の判断に委ねられることになり、続いて５月８日には感染症としての扱いも５類に引き下げられることになっています。そんな中、有効求人倍率１．３５倍（２０２３年１月）とコロナ前の状況に近づきつつあります。また雇用調整助成金を手厚くしていた効果もあって、完全失業率も３．０％にとどまり、失業率が急増するような事態にはなりませんでした。そして今や人手不足の解消が企業の喫緊の課題となり、賃上げのニュースも毎日のように入ってきます。

ここでは大賃上げについて考察し、人手不足時代を乗りこえていく方法を考えていきましょう。

１．賃上げラッシュの実態

最近、大企業を中心に月額５万円アップや１０％アップなどベースアップ満額回答との報道が相次ぎ、これまでにない引き上げが行われています。従来、我が国では企業の規模に関わりなく横並びの初任給が一般的でした。近年では第二次安倍政権において、ベースアップの呼びかけが行われ、各社数パーセントの引き上げを実施したことがありましたが、このときも横並びは変わりませんでした。

なぜ、今これほどの引き上げが行われているのでしょうか。これには３つの理由が考えられます。第一に物価の高騰です。昨年からの円安や国際情勢は、我が国の物価に大きな影響を与え、国民の生活に影響を与えています。企業は従業員の生活を支えるため、賃上げをせざるを得ない状況になっています。

次に海外との賃金格差です。日本の平均給与は１９７７年の４６７万円をピークに２０２０年は４３３万円と３０年間横ばいです。ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟国では平均収入が伸びている国が多く、それに引き換え、日本は０．４％の上昇にとどまっています。グローバル企業では優秀な人材を海外に流出させないために賃上げが必須となっています。

３番目にＩＴ化においては、一人のずば抜けた能力やアイデアが企業経営に大きな影響を与えることが分かってきたため、一律の初任給ではなく、企業に必要なスキルや能力の高い社員とそれ以外の社員で格差をつけることが求められるようになったことです。

ただし、調査データを見ると２０２０年から２０２２年の２年間で３５歳以下の基本賃金は８００～２，４００円上昇していますが、それ以降の年齢では減少に転じており、５９歳では１２，９００円下がっています。（出典：労政時報モデル条件別所定時間内賃金２０２０年と２０２２年の比較）、さらに早期退職や子会社等への転籍なども実施している企業も多くあります。これらのことから一斉に同じ率やパーセンテージでベースアップを実施したのではなく、全体の人件費を鑑みながら、中高年から若年者に配分をシフトしたということが見て取れます。では、賃上げの余力や人手不足で余裕のない企業はどうすればよいのでしょうか。

２．人手不足の中、できることは

帝国データバンクの調べによると、賃上げを実施しない企業の割合は小規模企業（製造業２０名以下、その他の業種５名以下）で２５．７％となっており、大企業の１３．１％、中小企業の１８．０％を大きく上回っています。（２０２３年度の賃金動向に関する企業の意識調査より）物価高騰の影響は企業自体にも影響し、また安定した業績が見込めない、賃上げ原資が乏しいなどの課題は中小・小規模企業のほうが当てはまるケースが多いようです。

そんな中、人を増やさずに実践できることが、デジタル化による業務の合理化・効率化です。かつてはデジタル化を進めていくためには自社内にサーバーの設置など高額の初期費用がネックとなり、大企業でないとコストが見合いませんでしたが、現在では月額の利用料のみで始められるクラウド型のサブ

スクリプションサービスが主流になっていますので、事業の規模に関係なく始めやすくなっています。また、これまでは業務をシステム化するためには、プログラミング言語を修得しておく必要があり、専門のスタッフが必要でしたが、サブスクリプションサービスの多くは、ローコードやノーコードで開発でき、こちらのハードルも低くなっています。例えば、得意先の情報を一元化して、営業ツールとして使う、社内の申請業務をクラウド上で行い、どこにいても確認できるようにする、作業現場と会社をカメラで中継し、現場での不明事項をその都度オンラインで確認するなど自社にとって効果の高いところから始めるのがポイントです。

デジタル化には、新たなスキルの習得が必要ですが、厚生労働省では「人材開発助成金～人への投資コース」を設置しています。令和４年度には、ＩＴ分野未経験者に対するＯＦＦ－ＪＴとＯＪＴを組み合わせた「情報技術分野認定実習併用職業訓練」が新設され、経費の６０％が助成されます。令和５年度の内容については、この記事を書いている時点では公表されていませんが、予算請求は出されていますので、令和５年度も継続される予定です。助成金によっては予算の上限に達した段階で受付終了となるものもありますので、年度初めから検討された方が確実です。

３．人材の流出を防ぐために

デジタル化による業務の合理化とともに考えたいのが、人材の流出を防ぐということです。新規の採用も大切ですが、今、目の前にいる従業員が定着できる環境整備も大切になります。

そこで考えたいのが子育て支援です。平成３０年と少し古いデータになりますが、内閣府の調査では女性の第一子出産前後の離職率は４６．９％に達しています。育児休業を取って就業を継続する女性が増加していますが、まだまだ出産による離職率は高いといえます。その中で働きやすい職場環境を整えることは、従業員にとって賃金アップより魅力に感じることでもあります。また子育て世代の女性にとって働きやすい職場は、男性や他の世代にとっても働きやすい職場になります。

しかし、育児休業を取られたら、周りの負担が増えるのではなどと考えることもあるのではないでしょうか。厚生労働省では子育て環境を支援するために、「両立支援助成金」を設置し、中小企業の子育て環境を支援しています。具体的には育児休業の規程を整備し、一定期間以上の育児休業を取得させ、復帰後、一定期間雇用することと育児休業の期間中、派遣スタッフを含む新規採用を行うことが要件です。こちらも令和５年度の内容はこの時点では公表されていませんので、ホームページ等で確認なさってください。

４．給料だけが会社の魅力ではない

大企業の賃上げラッシュは私にとっても驚きであり、特に人材獲得という場面において、賃上げが難しい企業は採用できなくなるのではないか、とさえ思うこともありました。最近、就職活動中の若者から、「高い給料だけが企業の魅力ではない」と言われたのが印象的でした。彼らは自分が成長できるか、働きやすい風通しのいい環境か、など様々な要素で企業を見ています。デジタル化で業務をブラッシュアップすることや、子育て支援環境などを整えることは、賃上げに負けない人材獲得方法だと考えます。まだまだ実践している企業が少ない今、始めてみてはいかがでしょうか。

＼ 大阪府中央会では労務に関する支援を行っています ／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会　総務部

TEL（06）6947－4370

「令和５年度」税制改正のポイント！

税理士　坂本 幹雄
（税理士法人コモンズ代表　大阪府中小企業団体中央会顧問税理士）

１　概　　要

令和５年度の税制改正は、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け資産所得倍増につなげるため、ＮＩＳＡの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。

資産課税として、次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制として、相続税及び贈与税の改正が行われました。中小企業税制は措置法の大半が延長され特に大きな改正はありません。

本稿では、中小企業及び事業主に関する改正事項について解説します。（図表：財務省資料より）

２　相続時精算課税制度と暦年課税の見直し（贈与加算の延長：３年から７年へ）

相続時精算課税制度について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、１１０万円の基礎控除が創設されました。また、暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前３年間から７年間に延長し、延長した４年間に受けた贈与のうち総額１００万円までは相続財産に加算しない見直しが行われました。この見直しは、令和６年１月１日以後に受けた贈与から適用されます。

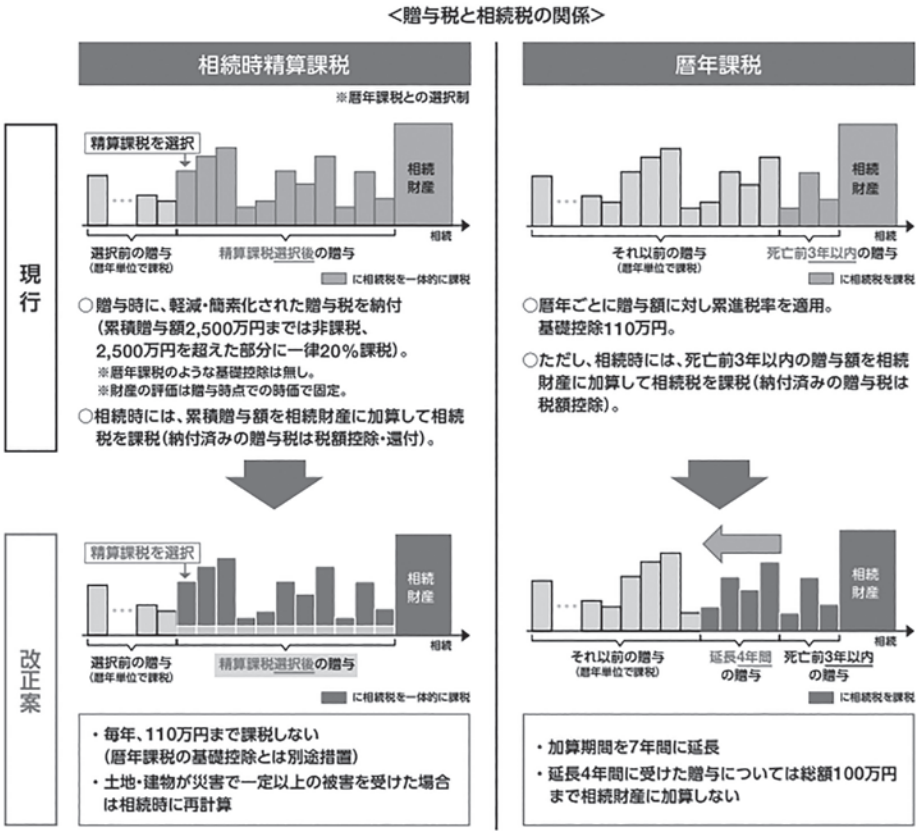

3　インボイス制度の円滑な実施に向けた改正

（1）小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（２割特例：３年間）

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の２割に軽減する激変緩和措置が３年間実施されます。これにより、業種にかかわらず、売上･収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税を選択する場合より事務負担が大幅に軽減されることになりました。

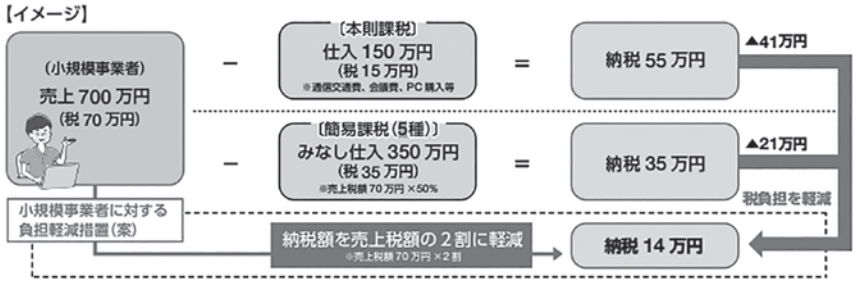

※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとします。

（2）一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例：６年間）

インボイス制度の実施にともなう、事務負担を軽減する観点から、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が１億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から６年間、１万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存がなくとも帳簿の記載のみで仕入税額控除が可能になりました。

（3）少額な返還インボイスの交付義務の見直し（恒久的措置）

事業者の事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（１万円未満）については、返還インボイスの交付を不要とされました。これにより、振込手数料等について返還インボイスは不要となります。

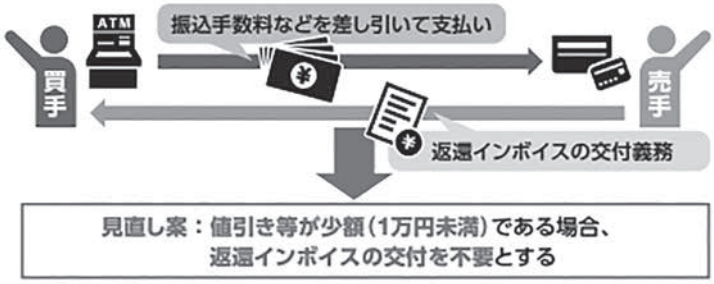

4　電子帳簿等保存制度の見直し（電子取引データの保存要件）

今年の改正で、電子取引データを保存要件（注）に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講じられました。

（注）具体的な「保存要件」については､「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」､「検索機能の確保の要件」､「見読可能装置の備付けの要件」等があります。

現行	見直し案
○保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。（経過措置）	○現行の経過措置は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止。 ○相当の理由があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。

上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。
令和６年１月１日以後に行う電子取引について適用されます。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　総務部
TEL（06）6947－4370

大阪府中小企業団体中央会主催　リボーンチャレンジ
「パワースポット IN OSAKA中小カンパニー」

2025年大阪・関西万博　大阪ヘルスケアパビリオン「展示・出展ゾーン」への出展団体・企業の募集について

（注意）同記事は、4月1日時点の情報で作成しており、今後、内容が変更となる可能性があります。

大阪府中小企業団体中央会は、2025年大阪・関西万博の大阪ヘルスケアパビリオン内に設置される「展示・出展ゾーン」への出展事業企画として、リボーンチャレンジ「パワースポット IN OSAKA 中小カンパニー」を実施し、「展示・出展ゾーン」への出展団体・企業を募集します。

なお、4月20日（木）に、募集説明会の開催を予定しておりますので、ご関心ある方は、ご参加いただきますようお願いします。

1．展示概要

（1）展示企画名称	「パワースポット IN OSAKA中小カンパニー」
（2）展示コンセプト	大阪の中小企業による未来社会に貢献する優れた製品や技術力、質の高いサービス、伝統工芸・文化や大阪の食文化などの魅力を展示や体験を通して紹介したいと考えています。 また、リアルの展示に加えてバーチャル映像や動画等を活用した展示方法により、来場者が空間の制約にとらわれずに様々な製品やコンテンツを体感し、楽しめる展示を目指しております。
（3）展示期間	令和7年4月13日～10月13日のうち1週間　　※具体的な日時は未定
（4）出展者数	10者程度 ※「展示・出展ゾーン」の面積（およそ160平米）を踏まえた出展者数

2．募集概要　※内容調整中

（1）募集対象者	大阪府中央会の会員組合･団体、および会員組合･団体に所属する企業等
（2）募集テーマ	上記　「1－（2）展示コンセプト」　に沿った展示
（3）募集期間	令和5年4月20日（木）　～　令和5年7月14日（金）
（4）応募方法等	募集要項を参照　※募集要項は、令和5年4月20日（木）の募集開始時に、下掲の万博特設サイトにて公開予定
（5）募集説明会	令和5年4月20日（木）14時～ マイドームおおさか（大阪市）にて開催予定 ※説明会の開催については、下掲の万博特設サイトよりご確認ください。

〈大阪府中央会　2025大阪・関西万博特設サイト〉
https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/expo/

〈問い合わせ先〉　大阪府中小企業団体中央会
総務企画課　リボーンチャレンジ担当　吉野・堀内
電話　06-6947-4370

「中小企業も関西ビックプロジェクトに乗っかろう作戦」実施のお知らせ

主催：大阪府中小企業団体中央会

大阪府中小企業団体中央会では、全国商工会連合会の共同・協業販路開拓支援補助金を活用し、下記事業を実施することになりした。

本事業は、一般の展示・販売会よりも参画事業者の費用負担を軽減して実施するものです。

展示･販売イベント等への参加希望者については、４月中旬頃に募集予定ですが、事前のお問合せもお受け致しますので、ご関心のある方は下記担当者までご連絡をお願いします。

○事業概要

（1）名称	「中小企業も関西ビックプロジェクトに乗っかろう作戦」
（2）コンセプト	大規模な再開発が続く梅田において、展示・販売イベントを開催し、ファミリー層や戻ってきた海外顧客に向けて、大阪の中小企業の優れた商品・サービスの魅力を発信するとともに、2025年大阪・関西万博を見据えて、バーチャル空間での商品演出等を実験的に行います。 また、イベントへの出展とあわせて、参画事業者の商品・サービスのデザイン改良やブランディング支援、生産・供給体制の向上支援、販路開拓先との取引に係る諸手続等の支援、フォローアップ等の支援を行うことで、参画事業者の新たな販路・取引先の獲得、売上高の増加を目指します。
（3）実施日	令和５年７月中旬又は９月末の３日間程度 ※集客効果を得るため、土曜日又は日祝曜日を含む開催となります。
（4）実施場所	梅田サウスホール （大阪市北区梅田1-13-1 大阪・梅田ツインタワーズ・サウス） 梅田サウスホール

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　（担当：塩見・吉野）
TEL（06）6947-4371　メール：shiomi@maido.or.jp

大阪府中小企業団体中央会
中小企業活性化サポートセンターについて

コロナ禍、ウクライナ情勢の影響による資源価格や原材料価格の高騰など、中小・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。この環境下における経営課題の解決に向けて、大阪府中小企業団体中央会では、専門性の高いきめ細かな支援をコーディネートする「中小企業活性化サポートセンター」を設置しております。どうぞご活用ください。

○サポート内容

専門的支援を対象（支援策の活用、ＤＸ推進、資金繰りなど）とし、支援に当たっては中小企業活性化サポートセンターが登録専門家を相談内容に応じてコーディネートいたします。（下記フロー図参照）

○中小企業活性化サポートセンターの支援フロー図

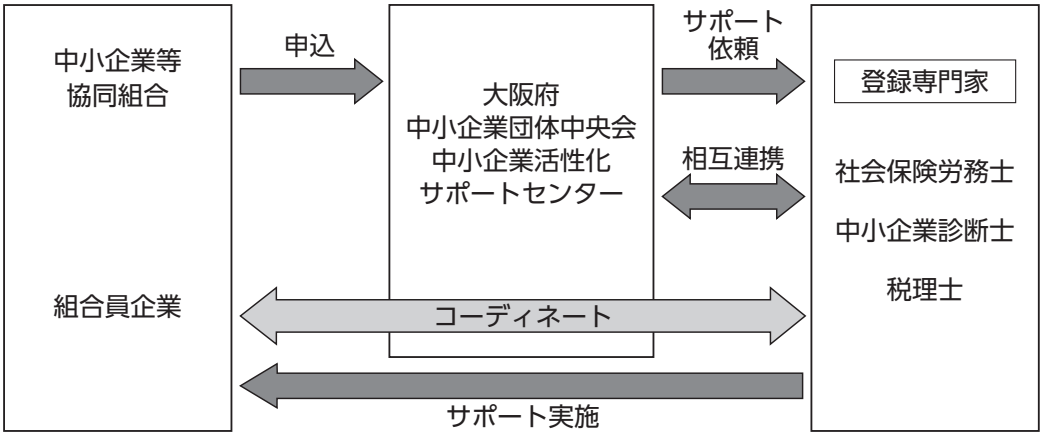

①支援希望者（組合、企業）から相談申込を受理
②中小企業活性化サポートセンターで申し込み内容を確認し、登録専門家をコーディネート
③支援希望者と登録専門家が相談日時、場所の調整
④相談対応
⑤支援希望者が引き続き個別支援を希望の場合、中小企業活性化サポートセンターと登録専門家が個別支援内容と支援価格を協議の上、支援希望者に伝える。
⑥支援希望者が提示価格での支援を受諾すれば、登録専門家が個別支援を実施。
⑦個別支援完了後、支援希望者が登録専門家に謝金を支払う。

○料金

個別相談	・会員組合並びに組合員企業、企業会員の個別相談申込は無料です。 ・非会員組合は相談申込1件につき10万円、非会員企業は相談申込1件につき5万円です。 但し、大阪府中小企業団体中央会の会員となり、会費を納付すれば無料となります。
個別支援	・有料となります。（個別相談終了後にご相談ください）

○申込方法　大阪府中小企業団体中央会ホームページ（https://www.maido.or.jp/）より、相談申込書をダウンロードいただき、ＦＡＸ又はメール送信

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部（岸本・中谷・江末）
TEL（06）6947-4371　FAX（06）6947-4374
E-mail：kasseika-support@maido.or.jp

大阪府中小企業団体中央会
人材マッチングセンター（無料職業紹介事業）
＼求人・求職にご活用ください／

大阪府中小企業団体中央会では、会員組合の事務局員に限定した求人・求職の紹介あっせんを行うため、令和４年１０月１日より人材マッチングセンターを設置し、「無料職業紹介事業」を実施しています。

本会の職業紹介は、当面の間、求人は「会員組合の事務局員」に限定して行いますが、会員組合のニーズに適した人材をご紹介させていただきます。

組合事務局職員の採用を希望される会員組合におかれましては、是非ともお申込みいただき、組合活性化にお役立てください。

（１）求人情報の収集
（２）求職者への求人情報の提供等

■詳細は本会のホームページをご覧願います。
ＵＲＬ：https://www.maido.or.jp/jinzaimatching/

制度フロー

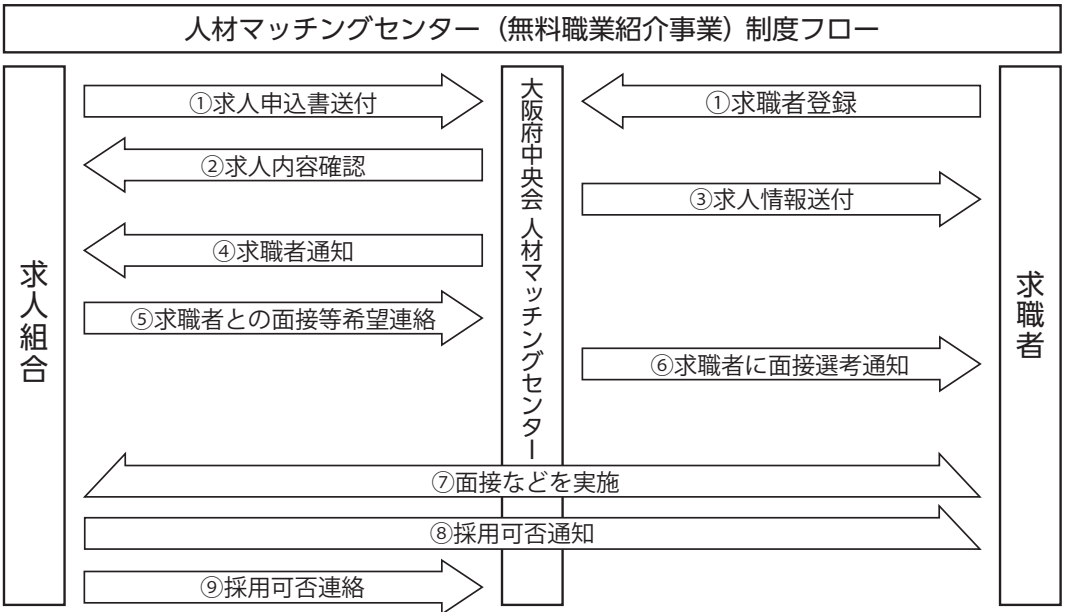

求人申し込み
上記ＵＲＬより、求人申込書データをダウンロードいただき、大阪府中央会事務局にメール送信

求職申し込み
上記ＵＲＬより、求職申込書データをダウンロードいただき、大阪府中央会事務局にメール送信

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　総務部（三宅）
TEL（06）6947−4370　E-mail：chosajinzaishien@maido.or.jp

令和４年度
中小企業組合検定試験合格者発表

令和４年度中小企業組合検定試験は、昨年１２月４日(日)に全国２０会場で、午前「組合会計」、午後「組合制度」、「組合運営」の３科目を実施し、３月１日(水)に合格発表を行いました。

試験合格者は１６１名で、合格率は４８.５％となり、前年度より1.5ポイント減少しました。

大阪出願者は９名合格しました。

試験の結果（全国）

①受験申込者数		３８１名
（内訳）新　　規		２４２名
一部科目免除		１３９名
②受験者数		３３２名（受験率８７.１％）
（内訳）新　　規		２０４名（受験率８４.３％）
一部科目免除		１２８名（受験率９２.１％）
③試験合格者数		１６１名（合格率４８.５％）
（内訳）新　　規		８５名（合格率４１.７％）
一部科目免除		７６名（合格率５９.４％）

１組合に１組合士を！
中小企業組合士制度のご案内

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の３科目です。３科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合、その後３年間はその科目の受験が免除されます。参考図書は、全国中小企業団体中央会で販売しています。
試験日	毎年12月の第１日曜日です。
試験時間	・組合会計　10：00～12：00（２時間） ・組合制度　13：00～14：20（１時間20分） ・組合運営　14：40～16：00（１時間20分）
問い合わせ申込先	大阪府中小企業団体中央会　　（TEL 06－6947－4371）
中小企業組合士認定への手続き	試験合格者には、合格証書が交付されます。また、合格者のうち、３年以上の実務経験がある方には、全国中小企業団体中央会から組合士認定申請書及び関係書類を送付しますので、必要事項を記入の上、大阪府中央会へ提出ください。なお、新規認定料は、14,300円です。また、組合士認定後、５年ごとに認定更新が必要ですが、その認定更新料は、4,400円です。

組合が行う変更登記

１．出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては４週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

２．代表理事の変更登記について

役員の改選による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意ください。

任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては２週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

①総会の議事録
②理事会の議事録
③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規９、商規８２）
④定款の抜粋
⑤代表理事の就任承諾書
⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

〔例〕 定款上、役員の任期が２年と規定されていて、２年前の５月１５日に役員に就任している場合。

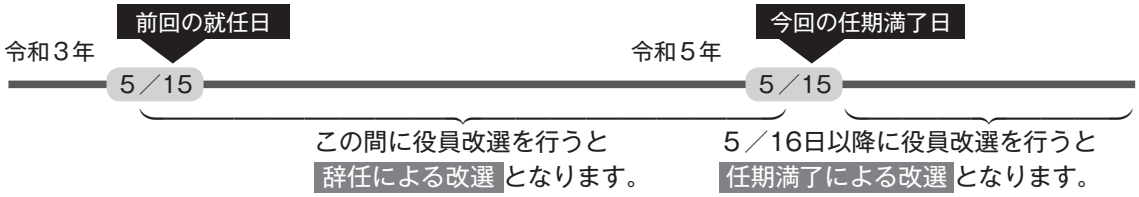

【総会議事録例】

第○号議案　理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和３年５月１５日就任の理事及び監事及び監事全員が令和５年５月○日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先
大阪府中小企業団体中央会　連携支援部
TEL（06）6947－4371

通常総会終了後の諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等に下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの「行政庁への届出様式ダウンロード（https://www.maido.or.jp/kumiaiunei-nav/yoshiki/）」に掲載しておりますのでご利用ください。

なお、用紙はＡ４判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会（連携支援部06－6947－4371）においてご相談に応じております。

（１）決算関係書類提出書（通常総会又は通常総代会終了の日から２週間以内に提出）

令和４年度の決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、主務省令（施行規則）に基づき作成することが必要です。

【添付書類】①事業報告書　②財産目録　③貸借対照表　④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥前各号の書類を議決した通常総会（総代会）の議事録

（２）役員変更届書（変更のあった日から２週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要）

【添付書類】①変更事項記載書（新旧役員名簿）
②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録（総代会議事録）
④理事会議事録

なお、通常総会（通常総代会）において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録（総代会議事録）添付により役員変更届書への総会議事録（総代会議事録）添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

（３）定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを２部（協業組合と商工組合は３部）提出してください。

（認可庁が大阪府の場合、袋とじは不要です）

【添付書類】①定款変更認可申請書　②変更箇所新旧対照表　③変更理由書
④総会議事録（総代会議事録）

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会（連携支援部）へご相談いただくことをおすすめします。

事業年度末から総会開催までのフロー図

下記の表は、事業年度が4月1日から翌年の3月31日までの組合を例に大まかな流れとして一覧表にしたものです。

	行事等	手続き	留意事項
3月末		年度末決算処理	
4月		出資変更の登記 決算関係書類、事業報告書の作成 ↓ 決算関係書類、事業報告書を監事に提出 監査報告書の提出 （• 監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可））	4週間以内に 決算関係書類　等 （• 財産目録 • 貸借対照表・損益計算書 • 剰余金処分案（又は損失処理案） • 事業報告書）
	理事会	理事会開催 （• 通常総会提出議案審議の件 • 監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認 • 通常総会開催日時・場所決定の件） ↓ 決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き ↓ 通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出 ↑ 10日以上 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。	理事会の招集は理事会の7日前までに （※全員の同意があれば招集手続は省略できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。） （※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。 ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。 ※書類の送付にかえて、メール送信が可能です。） （メール送信についてはセキュリティの確保を徹底する必要があります。）
5月末までに	通常総会	通常総会開催 （• 決算関係書類承認の件 • 事業計画・収支予算書承認の件 • 定款変更 • 役員改選の件　等）	
	理事会 （招集手続省略）	※理事会開催 〔代表理事等の選任〕	※役員改選が行われた場合

（注）納税申告及び納付 法人税、事業税、府民税、市町村民税等は5月13日までですが、総会終了後速やかに申告してください。

定款で総会の招集を事業年度終了後3月以内と定めている場合は6月末までに通常総会を開催することができます。

中小企業のための無料法律相談会

法律上の悩みやトラブルはありませんか？

大阪府中央会では会員組合や
傘下事業者が抱える
法律上の悩みやトラブルを
解決するため、大阪弁護士協同組合と連携の上
無料法律相談会を開催します。
中小企業の抱える法律上の問題に取り組む弁護士が
無料・秘密厳守により1社当たり1時間までじっくりご相談に応じます。

【完全予約制／先着順】

対象：大阪府中央会の
会員組合 / 会員参加事業者 / 会員企業

日程・場所

2023 **5/11** 木

6月以降も開催を計画しています！
日程確定次第中央会WEBサイトにてお知らせいたします。

マイドームおおさか6階（大阪府中央会にて受付）

受付枠

①13：00～14：00　②14：10～15：10
③15：20～16：20　④16：30～17：30

＜申込期限＞5／8（月）まで

参加費 無料
1社1時間まで

【申込方法】
中央会WEBサイトの（https://www.maido.or.jp/）
トップページにある、「お知らせ」の「中央会からのお知らせ」より
申込書をダウンロード、ご記入の上、FAXかメールにて

●FAXでお申し込み▶
申込用紙を記入後、FAX：06-6947-4374（大阪府中央会）まで

●メールでお申し込み▶
申込用紙をダウンロード・記載後
somukikaku@maido.or.jp まで

大阪府中小企業団体中央会　総務部　総務企画課
〒540-0029　大阪市中央区本町橋2番5号　マイドームおおさか6F
TEL 06-6947-4370　FAX 06-6947-4374　Mail：somukikaku@maido.or.jp

大阪府中央会では組合運営・経営、労務、税務などの各種ご相談も随時受け付けています。
相談事項がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度 P.36

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズにサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度 P.37

まい・どリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- 仕事中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度 P.38

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト（業務災害補償保険） / ビジネス総合保険制度 P.39

中央会ビジネスJネクスト（業務災害補償保険）

企業を労働災害リスクから守るための傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 業務中のコロナ感染リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス総合保険制度

企業を事業経営リスクから守るための保険

- コロナ禍で増加するマイカー･自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度 P.40

- １事故あたり最高５億円までの労災賠償に備える
- 保険料は売上高で算出できます
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能

集団扱自動車保険制度 P.41

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

大阪府中小企業団体中央会共済制度

法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの**退職金**の**準備**

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時
事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの
事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの
退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの**保障準備**

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱（口座振替扱月払等）でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)、および当該組合員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002（2023.4）

保険期間	7月1日～1年間
加 入 日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会　経営者・従業員総合補償制度

（傷害総合保険・所得補償保険）

まい・どリーム

※「まい・どリーム」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引 20%

過去の損害率による割増20%

傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事中のみ補償」「24時間補償」など多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW 特定感染症プランを追加しました。

所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

中小企業の
福利厚生にぴったり

健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

保険期間

2022年7月1日～
2023年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL：06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL：06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL：06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ22-05198　2022年7月29日作成

大阪府中小企業団体中央会

中央会 マネーガード 保険

コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万一に備えた、7つの特長

1 確定保険料方式
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。

2 損害時の自己負担0（ゼロ）
▶▶▶ 自己負担額（免責金額）はありません。

3 ワイドな補償
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。

4 即時払制度が利用できます。
▶▶▶ 有価証券（国債証券を除きます。）の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。

5 貨紙幣の偽変造を補償
▶▶▶ てん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。

6 てん補限度額（支払限度額）が自動復元
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額（支払限度額）は減額されません。（ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。）

7 手続き簡単
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶然な事故が
対象となります。

金庫破り、ひったくり
強盗、盗難

火災、爆発による
焼失、風水災

輸送中の紛失

貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額（支払限度額）の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2022年12月1日～ 1年間（中途加入は毎月受付中）

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ22-06111（2022年8月16日作成）

大阪中小企業団体中央会　会員のみなさまへ

MS&AD
三井住友海上

全国中小企業団体中央会の

お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスＪネクスト」

－業務災害補償保険－

保険料の割引

最大約58%割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
（リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－企業総合賠償責任保険－

保険料の割引

最大約28%割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
（リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。）

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者
大阪中央合同会社
住所：大阪市中央区本町橋2-5　マイドームおおさか6階
TEL:06-6949-4371　FAX:06-6949-4372

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社　大阪北支店　大阪北第三支社
住所：大阪市中央区北浜4-3-1　三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F
TEL:06-6229-3269　FAX:06-6229-3284

2020.7／AYG11／D

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

業務災害補償制度

（事業活動総合保険）

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！

使用者責任を問われる可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償（賠償）額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ　高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業　種	判決年	症　状	原　因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成　6年	頚椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成　8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%～割安（※1）

POINT 1
全国中小企業団体中央会のスケールメリットにより、**低廉な保険料を実現**

POINT 2
「使用者賠償責任保険」を標準セット
1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える

POINT 3
政府労災保険の認定を**待たずに**保険金の支払いが可能

POINT 4
保険料は**売上高で算出**できます

保険期間 2022年10月1日～1年間（中途加入は毎月受付中）

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
（※1）団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL：06-6449-1050　FAX：06-6449-1388
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL：06-6949-4371

保険契約者　全国中小企業団体中央会
制度推進　大阪府中小企業団体中央会
TEL：06-6947-4370

SJ22-06109（2022年8月16日作成）

各種共済制度

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！

BESTパートナー 大樹生命 日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内

集団扱の 3 つのメリット

メリット1 集団扱は保険料がおトク!

一般分割 口座振替 12回払	集団扱 12回払
7,490円（月払保険料）	7,140円（月払保険料）
年間保険料 89,880円	年間保険料 85,680円

月々 −350円

年間保険料では 4,200円もおトク！

『ＧＫ クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

■始期日：2023年1月1日 ■初度登録：2020年12月 ■記名被保険者：個人＜35才＞ ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
■自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人·自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■対物超過修理費用特約：あり
■不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
■人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット）■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
■傷害一時金（１万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
■全損時諸費用特約：あり ■ロードサービス費用特約：あり ■新車割引：適用 ■車両保険無過失事故特約：あり
■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2 ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の２か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。

メリット3 等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。
※一部等級が継承できない共済がございます。

●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問合わせください。
●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社
■大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

大阪府中央会の行事予定

4月20日(木)	行事 **大阪・関西万博　大阪パビリオン・リボーンチャレンジ募集説明会** ところ マイドームおおさか　8階
5月11日(木)	行事 **中小企業のための無料法律相談会** ところ マイドームおおさか　6階 詳細 https://www.maido.or.jp/houritusoudankai/
5月11日(木)	行事 **大阪府中小企業青年中央会　第48回通常総会** ところ ザ・ガーデン・オリエンタル大阪
5月17日(水)	行事 **エル・プラス大阪　第20回通常総会・創立20周年記念式典** ところ スイスホテル南海大阪
6月19日(月)	行事 **大阪府中小企業団体中央会　第68回通常総会** ところ マイドームおおさか　1階
6月22日(木)	行事 **大阪府官公需適格組合協議会　第41回通常総会** ところ ホテルグランヴィア大阪
6月22日(木)	行事 **大阪府協同組合職員互助会　第72回通常総会** ところ シティプラザ大阪　2階　燦の間
6月30日(金)	行事 **大阪府中小企業組合士協会　第48回通常総会** ところ シティプラザ大阪

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】
https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/

【セミナー・イベント情報】
https://www.maido.or.jp/news/news_category02/

メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様に、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから ➡

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会
大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL(06) 6947-4370
FAX(06) 6947-4374

編集兼発行人 柴　田　昌　幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL(06)6453-2564(代)